

1980年代アメリカ農業雇用労働とデータ問題

KITA, Katsumi / 喜多, 克己

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

58

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

191

(終了ページ / End Page)

262

(発行年 / Year)

1990-10-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008509>

1980年代アメリカ農業雇用労働 とデータ問題

喜 多 克 己

目 次

はじめに

I アメリカ農業における雇用労働

1. 農業における経済集中と雇用労働
2. アグリビジネスの農業支配の進行と雇用労働

II 農業雇用労働データの源泉とデータ問題

1. 労働者を雇用する事業所又は雇主
2. 労働者を供給する世帯又は労働者
3. 行政上の記録又は連邦政府による各種の農業労働者援助事業

III 農業労働者の組織化と農業労働組合

1. UFW
2. AFU
3. FLOC

はじめに

1970年代のアメリカ農業の激動——その前段の農産物輸出ブームと農産物価格の急騰，そして一転，70年代末から80年代にかけての深刻な農業不況への転換，シェーレの拡大，中小家族農場の経営破綻の加速化——を通じて浮かび上がってきたポイントの一つはアグリビジネス企業による大規模農場を先頭とする統合化の線である。

そしてこの線を軸として，農業における経済集中と雇用労働力の大規模農場への集中が一段と顕著な動きをみせたのである。

本論文は、この線の上に展開する1980年代における農業雇用の特徴に着目するとともに、これらの特徴を反映すべき農業雇用データのかかえる問題を追求し、さらには、農業雇用の現場にまで下りて、労働者の組織化運動の現状にかんする一応の把握を目ざしたものである。

I アメリカ農業における雇用労働

1. 農業における経済集中と雇用労働

まず、70年代から80年代を通ずる農場雇用の動きを総括してみると、全農場のうち雇用のある農場の割合は減少傾向（69年51%→78年42%→87年39%）をみせながら、一方、雇用のある農場の1農場あたり雇用規模は拡大（69年農民支払賃金水準による1農場あたり実質雇用労働支出は69年2,423ドル→78年3,544ドル→87年4,244ドル）をつづけている（表1）。

そして、この動きは、あとでみるように、雇用の大規模農場への集中を顕著に伴っているのである。

これらは一般に機械化による農業賃労働の除去の動きがひろまる一方で、野菜・果実・園芸など労働集約的農業部門における規模拡大が賃労働のため新しい雇用を作り出していることを示すものにほかならない。そし

表 1 雇用労働依存農場と雇用規模

	1969	1978	1987
全農場数 (1,000)	2,730	2,258	2,088
雇用のある農場数 (1,000)	1,393	952	818
%	51	42	39
雇用支出額 (100万ドル)	3,375	6,814	10,866
雇用農場あたり雇用支出額 (ドル)	2,423	7,158	13,284
農民支払賃金指数	100	202	313
1969年賃金水準による実質雇用支出 (ドル)	2,423	3,544	4,244

出所：Census of Agriculture 各年版

て、雇用労働力の性格が、あれこれの農場において自家労働力の補充のためにいくらかずつ雇用されるというところから抜け出して特定タイプの農場に集中するという一段の変化をみせていることを示唆するものと言ってよいであろう。

ところで、アメリカの農業経営者は労働者を直接に雇用するだけでなく、古くから、農業労務請負人 (farm labor contractors) またはクルーリーダー (crew leaders) をとおして募集した労働者を使用している。これら労働者の雇用主は労務請負人またはクルーリーダーであるが、これら仲介業者の事業所は農場ではないので農場雇用労働の統計には含まれない。

しかし、最近、特定タイプの大規模農場を中心に、これら労務請負人を通じて集められた労働者の使用が増大の傾向をみせていることが注目される (表2)。

表 2 直接雇用と請負労働雇用

	1974	1978	1987
直接雇用農場数 (1,000)	831(100)	952(115)	818(98)
賃金支払額 (100万ドル)	4,652(100)	6,814(147)	10,866(234)
請負人を通ずる雇用農場数 (1,000)	119(100)	170(142)	272(228)
請負労働支払額 (100万ドル)	512(100)	899(176)	1,843(360)
賃金支払のうち請負労働支払の割合(%)	9.9	11.7	14.5

出所: *Census of Agriculture* 各年版

請負労働雇用も含めれば、1987年には、合衆国の全農場 209 万の半分強の 109 万農場が直接または間接に労働者を雇用している。

そして、これら雇用農場の大半 (約82万農場) が直接に労働者を雇い、約 27万農場が労務請負人を通じて労働者を使用していることになるが、表2にみるとおり労務請負人を通ずる雇用農場数ならびに請負労働支払額は直接雇用の農場数や支払額よりも早いテンポで増大している。

注

西海岸では農業労務請負人 (farm labor contractors), 東海岸ではクルーリー

ダー（crew leaders）と呼ばれる労務仲介業者は季節労働者と農業の季節仕事とを結びつける仲介の仕事は職業とする者である。

1981年には約1万8,000人が労働省に登録されていた。これら請負人は登録申請の時点では、フロリダ州を含む南東部に42%、テキサス州を含む南西部およびカリフォルニア州を含む南太平洋沿岸部にそれぞれ17%、そのほか、オハイオ、ミシガン、インディアナの諸州を含む五大湖諸州に12%が所在していた。

この地域分布は南東部、南太平洋沿岸部および五大湖地域が労働集約的な果実、野菜、園芸農場の集中地域であること、又、南西部の多数の巨大肉牛フィードロットの存在と結びついたものである。

労務請負人又はクルーリーダーは、一般に、労働者の募集、圃場への輸送の仕事だけでなく、労働者への住宅の世話や圃場での監督の仕事をも行うものが多い。彼等は農場主から一括、請負料を受取り、そのなかから労働者に賃金を支払う。

しかし、日常的な賃金のピンハネ、賃金の未払、不衛生な住居の供与、危険な車による輸送、日用品の掛け値売り、労働者の債務隷属化などその道義的風評は全く芳しくない。大部分のヒスパニック系季節農業労働者は英語を話すことができないことから、農場主と取引する2ヶ国語に通ずる労働請負人への従属がまた容易に促進されることになる。又、労務請負人が雇用する農業労働者の中には、いわゆる「不法」入国労働者が多く含まれていることも周知の事実である。

「観察者の多くは大部分のカリフォルニアの農業労務請負人が雇用する労働者の少くとも50%は非合法労働者であるとみている」①

さらに「1973年のカリフォルニア下院委員会における証言は農業労務請負人が不法入国労働者の主要な使用者であることを明らかにした。そして労務請負人は不法入国労働者を使用しなければ利益はえられないと証言した」②

連邦政府は1963年の農業労務請負人登録法の制定をはじめ、その後の1974年同法改訂さらに1982年移動・季節労働者保護法の制定などによって、労務請負人の跳梁を規制しようと試みた。

しかしこれらの法による規制も彼等の悪辣な活動を抑えるうえでほとんど実効がなかった。又、労務請負制の廃止を求める農業労働者組合の活動も事実上、大きな成果をあげることができないまま、果実、野菜、園芸など労働集約的な農業部門の拡大とともに農業経営者の労務請負人への依存は年を追って増大する傾向にある。労務請負人による「不法」入国労働者の雇用に対する禁止令を含めて労務請負人を農業労働市場から追放すると予言した法規制の強化にもかかわらず彼等の活動が拡大をみていることに注意する必要がある。

農業経営者の労務請負人への依存の増大は特定地域の特定タイプの農場において顕著である。これのもっとも重要な利用者はカリフォルニアの大規模な果実・野菜・園芸農場である。

農務省は1981年雇用農業労働力調査（HFWF）の結果から請負チーム参加労働者にかんする特別集計を行なった。^⑨

これによれば、1981年の1年間に、全雇用農業労働者 250 万人の10%にあたる約25万人が農業労働請負人のもとで働いたこと、人種別では、請負チーム労働者の大半（53%）が白人、28%がヒスパニック、19%が黒人その他であったと報告されている。HFWF については次章において詳しく検討するが、労働者数の把握したいに問題があるとともにヒスパニック系労働者が過小に把握されていることは明白である。

合衆国の農業雇用は、すでに述べたように、雇用依存農場数の減少と、他方、依存農場の雇用規模の拡大を示してきた。そして、この動きは特定地域の特定類型の大規模農場への雇用の集中を伴っている。

しかも直接雇用よりも請負雇用において集中の動きは一段と顕著であった。いま、1987年時点でのこれらの傾向の到達水準をたしかめておこう（表3）。

まず、果実・野菜・園芸の類型に属する農場をとりだしてみよう。これら労働集約的経営類型の農場は、農場数シェアに比して賃金支払額シェアは著しく高い。たとえば、雇用農場数シェア9%に対して賃金支払額シェアは37%、また、請負労働依存では農場シェア18%に対して支払額シェア56%を示す。

つぎに、農産物販売額 100 万ドル以上の資本主義的農場をとりだしてみると、雇用農場数シェア1%に対して賃金支払額41%、請負労働では農場数2%に対して支払額40%を示す。

さらに、賃金支出10万ドル以上の大規模雇用農場をとりだしてみれば、農場数の2%弱が支払額の過半（51%）を集中、同じく請負労働支出5万ドル以上の大規模請負依存農場では、農場数2%弱が同様に支払額の過半（52%）を集中している。

つづいて、地域による雇用の集中の状況を示そう（表4）。

農業雇用支出のカリフォルニア、フロリダ、テキサスの3州への集中は明らかである。これら3州の雇用支出額の合計は全国の1/3強を占める。

表 3 賃労働雇用の集中（経営類型別・経営規模別）（1987）

合 衆 国	
(1) 直接雇用の農場数	818,347
(2) 賃金支払額（100万ドル）	10,866
(3) 労務請負人を通ずる雇用農場数	272,094
(4) 請負労働支払額（100万ドル）	1,843
果実・野菜・園芸農場	
(1) 直接雇用の農場数	74,871
(2) 賃金支払額（100万ドル）	4,057
(3) 全国支払額に占めるシェア（％）	37.3
(4) 労務請負人を通ずる雇用農場数	48,610
(5) 請負労働支払額（100万ドル）	1,035
(6) 全国支払額に占めるシェア（％）	56.2
農産物販売額100万ドル以上農場	
(1) 直接雇用の農場数	10,831
(2) 賃金支払額（100万ドル）	4,399
(3) 全国支払額に占めるシェア（％）	40.5
(4) 労務請負人を通ずる雇用農場数	4,627
(5) 請負労働支払額（100万ドル）	719
(6) 全国支払額に占めるシェア（％）	39.0
賃金支出10万ドル以上農場	
(1) 農場数	15,150
(2) 賃金支払額（100万ドル）	5,570
(3) 全国支払額に占めるシェア（％）	51.3
請負労働支5出万ドル以上農場	
(1) 農場数	4,944
(2) 請負労働支払額（100万ドル）	961
(3) 全国支払額に占めるシェア（％）	52.1

出所：1987 *Census of Agriculture*, Vol. 1, Part 51

とくにカリフォルニアは1州だけで全国支出額の22%を占める。

労務請負人を通ずる労働者の使用も、これら3州に集中をみせる。しかも労務請負支払額の集中度合（56%）は直接雇用よりもはるかに進んでいる。

3州への雇用の集中は、カリフォルニア、フロリダにおける大規模な果実、野菜、園芸農場、さらに、テキサスにおける、これらタイプの農場に

表 4 賃労働雇用の集中（地域別）（1987）

	合 衆 国	カリフ ォ ルニア	フロリダ	テキサス	合衆国計に 対する 3 州 計の割合
(1) 農 場 数	2,087,759	83,217	36,556	188,788	14.8%
(2) 直接雇用の農場数	818,347	39,640	12,901	60,462	13.8
(3) 賃金支払額（100万ドル）	10,866	2,385	722	630	34.4
(4) 労務請負人を通ずる雇用農場数	272,094	27,980	8,724	43,667	29.5
(5) 請負労働支払額（100万ドル）	1,843	613	280	143	56.2
(6) 賃金支払額のうち請負労働支払額の割合（%）	14.5	20.4	28.9	19.5	

出所：1987 *Census of Agriculture*, Vol. 1, Part 51

加えて、多数の巨大肉牛フィードロットの存在による。

ところで、上にみてきたような農業雇用の集中が農業生産の少数、大規模農場への集中と結びついて進行している点が注目される。

そこで、1978年と1987年の二つのセンサス結果によって、農産物販売規模別のマーケットシェアと雇用労働の集中の状況を示してみよう（表5，表6）。

農産物販売額50万ドル以上の大規模農場グループは、1978年の農場数1万8,000（全農場の0.8%）から1987年の3万2,000（全農場の1.5%）へ1.8倍の増加である。（78→87年の農場受取農産物価格の上昇率は1割である。両年次の販売額区分は、この点を念頭におく必要があるが特別の修正を必要とするほどでもないであろう）

同時に、その農産物販売シェアは28%から38%に増大している。

87年の販売額100万ドル以上の最大規模グループについてみれば、農場数0.5%に対して販売シェアは28%を占める。

大規模農場グループが農場数ならびにマーケットシェアを共に増大させていることは明らかであろう。一方、販売額50万ドル以上の農場グループは雇用労働支出シェアを78年の38%から87年には55%へ、同じく請負労務支出シェアも41%から52%へ増大させている。

大規模農場グループは、今や、販売額の4割、雇用支払額の5割強を集

表 5 農産物販売規模別のマーケットシェアと雇用労働の集中 (1978)

	総 農 場		農産物販売額		雇用のある農場		雇用労働支出額		請負労働支出額	
	実 数	%	総 額 100万ドル	シェア %	実 数	総農場に 対する%	総 額 100万ドル	シェア %	総 額 100万ドル	シェア %
総 数	2,257,775	100.0	107,073	100.0	951,905	42.2	6,814	100.0	899	100.0
50万ドル以上	17,973	0.8	29,559	27.6	16,723	93.0	2,590	37.8	368	40.5
20～50万	62,645	2.8	18,266	17.1	54,285	86.7	1,356	19.8	147	16.2
10～20万	141,050	6.2	19,355	18.1	107,785	76.4	1,092	15.9	118	13.0
4～10万	360,093	15.9	22,869	21.4	225,065	62.5	1,028	15.0	140	15.4
2～4万	299,175	13.3	8,599	8.0	146,431	48.9	340	5.0	58	6.4
1～2万	299,215	13.3	4,280	4.0	122,204	40.8	155	2.3	33	3.6
5,000～1万	314,088	13.9	2,245	2.1	108,832	34.7	92	1.3	18	2.0
5,000ドル未満	761,234	33.7	1,656	1.5	200,790	26.4	137	2.0	22	2.4

出所：1982 Census, Vol. 1, Part 51: 1978 Census, Vol. 1, Part 51

1) 総数に abnormal farms (2,302) を含む

2) 1978年センサスではメール調査方式の不備を補完するため、特別に全国6,400地域での直接訪問調査が併用された。しかし1982年センサスでは経費削減のためこの訪問調査はとりやめになった。このため1978年の調査結果は正しさが高まったものの、それ以前およびそれ以後のセンサス調査とは比較利用ができなくなった。センサス局は1982年センサス結果の公表にあたり1978年調査結果の基本項目についてのみ比較可能な修正数字を公表した。しかし詳細な項目の修正数字は未だ公表されていない。

したがって上表の販売規模別の「雇用のある農場」「雇用労働支出額」および「請負労働支出額」の数字は未修正であるため全国計とは若干の不突合がある。しかし販売規模別の傾向をみるうえでは問題はない。

中している。

そして、これら大規模農場グループのマーケットシェアの拡大が雇用規模の拡大と雇用労働の集中を相伴いつつ進行しているのである。

ところで、農業センサスによる農業経営者の賃金支払額（および請負労働支払額）には、そのほかの大部分の雇用労働データからほとんど排除されているとみられる「非合法」労働者の雇用についての支払額も含まれているとみてよい。この点、センサスデータの有用性は高い（もっともあとで検討するようにセンサスの賃金支払額にも過小申告の傾向があることも見逃せないが）。

そこで、1987年について農産物販売規模別に常雇労働者（年間150日以上雇用）に換算した使用人数を推定してみれば表6に示すとおりである。

注

- (1) この算定方法はつぎのとおりである。

まず、農産物販売規模別に1農場あたり平均の賃金支出額を算出し、その額を常用労働者（年間150日以上雇用）の年平均賃金（7,094ドル）で除して常雇労働者換算の使用人数を算定した。

ところが常雇労働者の年平均賃金は、1987年農業センサスの雇用労働データが大幅に簡略化されたためセンサスから直接に算出できなくなった。

そこで、1982年農業センサスによって常雇のみを雇う農場の賃金支出額（188,675万ドル）を常雇のみを雇う農場の常雇使用人数（305,844人）で除して、1982年の常雇労働者の年平均賃金6,169ドルを算出した（この算定は中野一新の方法に従った）。④ そのうえで、これに1982→1987年の農場支払賃金上昇率（15%）を乗じて1987年の年平均賃金7,094ドルを得た。

- (2) ここでは農業経営者が直接に賃金を支払う労働者のみを対象としたが、農場には、このほかに農業経営者が労務請負人又はクルーリーダーを介して間接的に賃金を支払う労働者が働いている。雇用の大規模農場グループへの集中を問題にするさい当然、このような間接雇用労働者も考慮にいれる必要がある。すでに述べたように近年、このような請負労働者の使用が、とくに大規模農場において増大している。

常雇労働者に換算した使用人数は、1987年において、最大規模の販売額100万ドル以上の農場グループでは、1農場あたり56人となる。これにつづく50～100万ドルの農場グループでは10人である。

表 6 農産物販売規模別のマーケット

	総 農 場		農産物販売額		雇用のある農場	
	実 数	%	100万ドル	シェア %	農場数	総農場に 対する%
総 数	2,087,759	100.0	136,049	100.0	818,347	39.2
100万ドル 以上	11,093	0.5	37,876	27.8	10,831	97.6
50～100万	20,930	1.0	14,076	10.4	20,276	96.9
25～ 50万	61,148	2.9	20,740	15.2	52,721	86.2
10～ 25万	202,550	9.7	31,178	22.9	146,881	72.5
4～ 10万	287,587	13.7	18,764	13.8	162,691	56.6
2～ 4万	225,671	10.8	6,448	4.8	98,434	43.6
1～ 2万	250,594	12.0	3,563	2.6	92,327	36.8
5,000～1万	274,972	13.2	1,960	1.4	82,968	30.2
5,000ドル 未満	753,214	36.1	1,444	1.1	151,218	20.1

出所：1987 Census, Vol. 1, Part 51

この二つの大規模農場グループでは、ほとんどすべての農場が雇用労働に依存しており、また、全体の雇用支払の過半（55%）を集中している。

1987年において、販売額 50～100 万ドルに属する農場のすべてが資本主義農場とはみられないかも知れないが、販売額およそ70万ドル以上、そして100万ドル以上の農場グループは、明らかに資本主義農場の性格をもつものと言って間違いなからう。

これら、農場数では1%程度にすぎない資本主義農場にアメリカの農業賃労働雇用の過半が集中しているのである。

- ① Martin, P. L., *California's Farm Labor Market*. UC AIC Issues Paper No. 87-1, July 1987, p. 96.
- ② Vaupel, S. and P. L. Martin, *Activity and Regulation of Farm Labor Contractors*. Giannini Foundation Information Series No. 86-3, 1986, p. 13.

〔抄訳：「アメリカ合衆国における農業労務請負制」『統計研究参考資料』No. 26, 法政大学日本統計研究所, 1986年12月〕

シェアと雇用労働の集中 (1987)

雇用労働支出額			常雇換算人数		請負労働支出額	
金 額 100万ドル	シェア %	1農場平均 ドル	総 数 100人	1農場平均 人	金 額 100万ドル	シェア %
10, 866	100. 0	5, 205	15, 317	0. 7	1, 843	100. 0
4, 399	40. 5	396, 536	6, 201	55. 9	719	39. 0
1, 545	14. 2	73, 794	2, 178	10. 4	235	12. 8
1, 769	16. 3	28, 924	2, 494	4. 1	236	12. 8
1, 842	17. 0	9, 095	2, 597	1. 3	274	14. 9
789	7. 3	2, 744	1, 112	0. 4	170	9. 2
243	2. 2	1, 077	343	0. 2	81	4. 3
126	1. 2	503	178	0. 1	54	2. 9
67	0. 6	244	94	0. 03	32	1. 8
88	0. 7	117	124	0. 02	43	2. 3

- ③ Pollack, S. L., *Farm Labor Contracting in the United States*. 1981, USDA, ERS, Agricultural Economic Reporter, No. 542, 1985.

〔翻訳：同上『統計研究参考資料』No. 26〕

- ④ 中野一新「アメリカ農業の構造変化と戦後最大の農業不況(H)『経済』, 1987年12月, p. 190.

2. アグリビジネスの農業支配の進行と雇用労働

アメリカの農業雇用が特定地域の特定類型の大規模農場への集中を強めていること、それがマーケットシェアの拡大と結びついていることについてみてきた。

以下、この大規模農場のタイプをいくつかの観点から追求して、その性格をさらに明らかにしてゆこう。

すなわち、経営類型別 (Standard Industrial Classification of Farm) の農場雇用の検討から、さらに、経営組織別 (Type of Organization) の吟味を経て、アグリビジネス企業の農業の統合と支配の進行のなかでの

表 7 経 営 類 型 別 に

	総農場 数 1,000	雇 用 労 働 支 出						
		農場数 1,000	総農場 に対する %	支出金 額 100万 ドル	左のシ ェア %	1農場あ たり平均 支出 ドル	雇用支出 10万ドル 以上の農 場	左のシ ェア %
総 計	2,088	818	39.2	10,866	100.0	13,284	15,150	100.0
現 金 穀 物	458	177	38.7	1,084	10.0	6,111	643	4.2
綿 花	28	19	67.1	441	4.1	23,756	629	4.2
た ば こ	88	47	53.1	171	1.6	36,719	87	0.6
そ の 他 耕 種	128	44	34.4	740	6.8	16,798	1,121	7.4
野 菜	29	14	47.5	929	8.5	67,964	1,494	9.9
果 実	88	44	50.0	1,513	13.9	34,330	2,585	17.1
園 芸	31	17	54.4	1,615	14.9	94,279	2,865	18.9
一般農業(耕種)	58	20	35.2	286	2.6	14,018	466	3.1
(耕種) 計	909	382	42.0	6,779	62.4	17,753	9,890	65.3
肉 畜	892	301	33.7	1,878	17.3	6,243	2,236	14.8
酪 農	138	87	62.7	1,235	11.4	14,241	1,596	10.5
家 禽	38	20	52.3	680	6.3	33,782	971	6.4
そ の 他 畜 産	88	21	23.9	228	2.1	10,854	385	2.5
一般農業(畜産)	22	8	35.1	67	0.6	8,557	72	0.5
(畜産) 計	1,179	437	37.0	4,088	37.6	9,365	5,260	34.7

出所：1987 Census, Vol. 1, Part 51

これら大規模農場の占める位置について考察しよう。

はじめに、全農場を経営類型に従って分類(農場の特定農産部門の販売額がその農場の全販売額の50%を越えることを基準とする)した標準産業分類別に農業雇用労働の状況を示せば表7にみるとおりである。

1987年の合衆国の全農場雇用支出額 109 億ドルの経営類型別の配分をみると、耕種では果実、野菜、園芸農場に高く、畜産では肉畜、酪農、家禽農場に高い。

さらに、雇用労働支出10万ドル以上の農場(15,150)の経営類型別配分をみても、同じようにそれぞれ上記の経営タイプの農場が高い割合を占める。

この雇用労働支出10万ドル以上の大規模雇用農場の経営類型別配分を、

みた農場雇用(1987)

請負労働支出							農産物 販売額	左のシ ェア
農場数 1,000	総農場に 対する %	支出金額 100万 ドル	左のシ ェア %	1農場あ たり平均 支出 ドル	請負支出 2.5万ド ル以上の 農場	左のシ ェア %	100万ド ル以上の 農場	%
272	13.0	1,843	100.0	6,773	10,432	100.0	11,093	100.0
42	9.2	110	6.0	2,620	315	3.0	269	2.4
9	32.9	74	4.0	8,135	393	3.8	368	3.3
10	11.5	24	1.3	2,377	94	0.9	15	0.1
17	13.5	125	6.8	7,238	543	5.2	562	5.1
7	24.1	306	16.6	44,060	1,531	14.7	858	7.7
34	38.6	589	32.0	17,291	3,909	37.5	1,000	9.0
8	24.2	140	7.6	18,419	1,017	9.7	1,115	10.1
8	13.6	58	3.1	7,376	384	3.7	248	2.2
135	14.9	1,426	77.4	10,570	8,186	78.4	4,435	40.4
101	11.3	217	11.8	2,150	739	7.1	3,369	30.4
15	11.2	66	3.6	4,279	380	3.6	1,262	11.4
8	21.8	108	5.9	12,843	1,007	9.7	1,744	15.7
11	12.0	22	1.2	2,088	91	0.9	228	2.1
2	8.5	5	0.3	2,642	29	0.3	55	0.5
137	11.6	418	22.6	3,047	2,246	21.6	6,658	60.0

農産物販売額 100 万ドル以上農場 (11,093) の経営類型別配分とてらし合せてみると、肉畜、家禽など畜産農場では販売額 100 万ドル以上農場の配分とくらべて大規模雇用農場の配分は相対的に小さいことが分かる。とくに肉畜農場は、販売額 100 万ドル以上農場の 30% を占めるのに、雇用労働支出 10 万ドル以上農場のうちの 15% を占めるにとどまっている。

これは巨大肉牛フィードロットにおいても雇用労働への依存は相対的に低いことを示すものである。これに対して、果実、野菜、園芸農場は対照的であって、それらが販売額 100 万ドル以上農場においてもつ配分とくらべて、雇用労働支出 10 万ドル以上農場において占める配分割合がいずれも高くなっている。

これら労働集約的部門では、規模の拡大がただちに雇用労働への依存増大とむすびついていることを示すものである。

請負労働支出についてみても、果実、野菜、園芸農場と畜産農場との間の上にみたような対照的なかたちは一そう鮮明にでている。

大規模な果実、野菜、園芸農場の経営活動は労務請負人またはクルーリーダーにより募集、輸送、監督される季節・移動労働者（ヒスパニック労働者が中心）と密接に結びついている。アグリビジネス＝資本主義農場（grower）とヒスパニック主体の季節、移動労働者の対抗の場が主としてここにつくられている。

つづいて経営組織別の検討に入ろう。農場を個人、共同、法人（家族法人、家族法人以外）に分けて、1978年と1987年について農産物販売額と雇用労働支出額をみると表8のとおりである。

1987年において、法人農場数は全農場のうち3%強で数では小さいものの農産物マーケットシェアでは1/4強、雇用労働支出では4割強を占めるに至った。

表 8 経営組織別農場の動き

	全 農 場 数		農産物販売額		雇用労働支出額	
	1978 1,000	1987 1,000	1978 100万ドル	1987 100万ドル	1978 100万ドル	1987 100万ドル
計	2,258	2,088	107,073	136,049	6,814	10,866
個 人	87.8 %	86.7 %	61.6 %	56.3 %	46.5 %	38.9 %
共 同	9.7	9.6	16.1	17.1	15.9	17.3
法 人	2.0	3.2	21.7	25.6	36.7	41.9
{ 家 族	1.8	2.9	15.1	19.5	26.4	32.7
{ 家 族 外	0.2	0.3	6.6	6.1	10.3	9.2
{ そ の 他	0.3	0.6	0.6	0.9	0.9	1.8
(協同組合、 信託農場な ど)						

出所：1978 Census, Vol. 1, Part 51：1987 Census, Vol. 1, Part 51

78→87年の変化では、法人農場だけが全農場のなかでの比重を高めている（2.0→3.2%）。

1969年の法人農場の農産物マーケットシェアは14%であったので、78年22%、87年26%という数字の推移からみて、法人農場のマーケットシェアの拡大はとくに70年代に大きかったものとみられる。

ところで法人農場組織の9割は家族法人である。また、家族法人でも家族法人以外でも株主10人以下のものが圧倒的である。

さらに法人農場を特徴づけるいくつかの指標を示してみよう（表9）。

法人組織1農場あたりの農地面積（1,800エーカー）、農産物販売額（52万ドル）、雇用労働支出（6万8,000ドル）、請負労働支出（9,000ドル）の指標からも明らかなように、法人組織農場が、全般に、大規模農場であって、大量の雇用労働を使用していることが明らかである。

また、販売額100万ドル以上、あるいは雇用労働支出10万ドル以上の資本主義農場の半分は法人組織である。

とくに、家族法人以外の法人組織農場では、1農場あたり農地面積2,000エーカー、農産物販売額134万ドル、雇用労働支出16万ドル、請負労働支出2万5,000ドルの水準にあり、明らかに資本主義農場の性格をもっている。

こうした大規模雇用に依存する法人農場では、当然のことながら、マネージャー（管理人）およびスーパーバイザー（監督）の存在が欠かせないであろう。（1964年農業センサスまではマネージャー経営にかんする若干のデータがあったが、いまはこれらについてのデータはない）

監督はまた、一般に労働者募集人の役も果しているし、労務請負人も大規模農場のため農業労働者を集め、圃場に輸送するだけでなく、圃場において監督の仕事にも従事する。

近年、大規模農場において労務請負人への依存の増大がみられるが、これも法人農場での請負労働依存の増大によるところが大きい。

つづいて経営組織別に農産商品グループの販売額構成をみることによっ

表 9 経営組織別にみた農場の性格指標 (1987)

		農 場 数		1 農 場 あ た り				販 売 額 100 万ド ル以上	左の シェア	雇用労働 支出10万 ドル以上	左の シェア
		1,000	%	農地面積 エーカー	農産物販 売額 ドル	雇用労働 支出 ドル	請負労働 支出 ドル	農場数	%	農場数	%
総 計		2,088	100.0	462	65,165	5,204	883	11,093	100.0	15,150	100.0
個 人		1,809	86.7	347	42,340	2,338	458	3,124	28.2	3,863	25.5
共 同		200	9.6	768	116,716	9,444	1,846	2,618	23.6	3,246	21.4
法 人		67	3.2	1,783	520,611	67,966	9,333	5,165	46.6	7,636	50.4
家族法人	計	61	2.9	1,743	436,900	58,463	7,800	4,177	37.7	6,424	42.4
	株主10人以下	60	2.9	1,648	411,089	54,842	7,128	3,907	35.2	6,074	40.0
家族法人 以外	計	6	0.3	2,167	1,341,399	161,143	25,167	988	8.9	1,212	8.0
	株主10人以下	5	0.3	1,620	1,096,013	110,166	19,161	695	6.3	879	5.8
そ の 他(協同組合, 信託農場など)		12	0.8	5,396	107,914	16,713	1,764	186	1.7	405	2.7

出所: 1987 Census, Vol. 1, Part 51

て、さらに法人農場の特徴を示してみよう（表10）。

個人農場では、穀物と肉牛（主として農民的フィードロット）、酪農、豚、家禽（ブロイラー）が一定の比重をもっているが、果実・野菜・園芸（種苗園、温室など）の比重の低いことが特徴である。

共同農場では、穀物の比重が下がり、果実・野菜・園芸の比重がやや高まりをみせる。とくに、酪農がほかの経営組織とくらべて、もっとも高い比重を示す。しかし、個人と共同とでは農産部門の販売額構成の点で、それほど目立った差異はない。

ところが、法人組織の農場になると、これらと様相を異にする。まず、穀物、酪農、豚などの比重が著しく低くなる。これに代って、果実・野菜・園芸、肉牛、家禽の比重が増大してくる。とくに、家族法人以外の法人農場では肉牛（巨大フィードロット）、家禽（ブロイラー）がひとときわ高い比重をもってくる。

70年代には、アグリビジネス企業の農業生産への進出（各種の契約または直接経営など多様な形態をとって）が一段と注目されるようになったが、これも、法人農場の農産物マーケットシェアの拡大が70年代にとくに目立つようになったことと関連しているものとみてよい。

市場がますます生産物の一定量の供給と質の標準化を要求するようになるにつれて、これらの市場の要求に応えるため、大規模な出荷業者や加工業者などアグリビジネス企業は要求される生産物の量と質を計画的に確保するため、生産者との間に生産あるいは販売条件にかんする各種多様な契約の取り決めを進めてきた。

他方、生産者の側でも、増大する生産資材の入手の保証と技術援助あるいは安定した市場の確保、融資の必要などにせまられ、契約によってこれらを獲得し収入の安定化を求める動きがつかよまってくる。

こうして、アグリビジネス企業と生産農民の間に生産あるいは販売にかんする各種の契約関係がひろまるのである。

農業センサスも、これらの動きを反映して1960年以降、契約にかんする

表 10 経営組織別にみた農産商品グループの販売額構成 (1987)

(単位: 100万ドル)

	農産物 販売額 (計)	穀物	綿花	たばこ	種子・ 乾草・ 牧草	野菜	果実	種苗園 ・温室	その他 作物	家禽	酪農	肉牛	豚	羊	その他 畜産
総 計	136,049 (100.0)	28,341 (20.8)	4,208 (3.1)	1,745 (1.3)	2,599 (1.9)	4,698 (3.5)	7,084 (5.2)	5,774 (4.2)	4,482 (3.3)	12,758 (9.4)	16,029 (11.8)	35,877 (26.4)	9,891 (7.3)	791 (0.6)	1,771 (1.3)
個 人	76,607 (100.0)	20,456 (26.7)	2,112 (2.8)	1,364 (1.8)	1,693 (2.2)	1,553 (2.0)	2,613 (3.4)	1,243 (1.6)	1,955 (2.6)	7,440 (9.7)	10,647 (13.9)	17,583 (23.0)	6,633 (8.7)	461 (0.6)	854 (1.1)
共 同	23,292 (100.0)	4,825 (20.7)	1,400 (6.0)	295 (1.3)	487 (2.1)	1,118 (4.8)	1,570 (6.7)	566 (2.4)	763 (3.3)	1,336 (5.7)	3,700 (15.9)	5,201 (22.3)	1,671 (7.1)	125 (0.5)	236 (1.0)
法 人	34,865 (100.0)	2,927 (8.4)	651 (1.9)	79 (0.2)	387 (1.1)	1,984 (5.7)	2,769 (7.9)	3,947 (11.3)	1,726 (5.0)	3,852 (11.0)	1,570 (4.5)	12,604 (36.2)	1,524 (4.4)	192 (0.6)	653 (1.9)
{ 家族法人	26,551 (100.0)	2,750 (10.4)	525 (2.0)	65 (0.2)	349 (1.3)	1,727 (6.5)	2,027 (7.6)	3,044 (11.5)	1,161 (4.4)	2,778 (10.5)	1,494 (5.6)	8,788 (33.1)	1,243 (4.7)	169 (0.6)	431 (1.6)
{ 家族法人以外	8,314 (100.0)	177 (2.1)	126 (1.5)	14 (0.2)	38 (0.5)	257 (3.1)	742 (8.9)	902 (10.8)	565 (6.8)	1,074 (12.9)	76 (0.9)	3,816 (45.9)	281 (3.4)	23 (0.3)	222 (2.7)
その他(協同組合, 信託農場など)	1,285 (100.0)	133 (10.4)	44 (3.4)	7 (0.5)	33 (2.6)	43 (3.3)	133 (10.4)	19 (1.5)	38 (3.0)	130 (10.1)	113 (8.8)	489 (38.1)	62 (4.8)	13 (1.0)	29 (2.3)

出所: 1987 Census, Vol. 1, Part 51

データの収集を試みてきた。とくに1974年農業センサスは契約関係についてのもっとも詳細なデータを与えた。ところが、80年代にはいって、そのようなデータ収集の必要性が—そう高まってきたにも拘らず、レーガン「行革」のなかでの統計予算の削減によって農業センサスも大幅に簡略化を余儀なくされ、1980年代の二つのセンサス（1982年と1987年）は、いずれも契約関係のデータの収集を放棄している。

したがって60年代、70年代のセンサス結果を中心にして契約関係の推移をふり返ってみよう。

1960年センサスのサンプル調査は14万7,000の農場（全農場の4.5%）が14の特定農産物の一つ以上について生産または販売の契約があったと報告した。

1965年センサスのサンプル調査では、農産物販売額2,500ドル以上の全農場のうち14万1,000（6.5%）について契約のあったことが報告された。

ついで1969年センサスは、同じく販売額2,500ドル以上の農場について15万6,000件の生産または販売の契約が結ばれていたことを報告した（これは契約のあった農場数ではなく契約の総件数である。二つ以上の契約のある農場もあるので契約農場数ではこれを下回る）。

1974年センサスでは生産または販売の契約を結んでいる農場が15万6,000（販売額2,500ドル以上の全農場の9.2%）、そして、契約件数は約19万件と報告された。

注

センサス局は1974年農業センサス実施のさい、なんらかの契約を結んでいると回答した農場のなかからプロイラー（1,761農場）、鶏卵（1,173）、馬鈴薯（805）、加工用トマト（532）などを中心に8作目、5,475農場を選び、これらについて1977年末に補足調査（契約の時期、契約条項、契約者の供与する商品とサービス、契約農民の受取価格および価格決定方式など）を行った。これらに関する報告書は、*1974 Census of Agriculture, Vol. IV, Part 7, Agricultural Production and Marketing Contracts*, Issued Feb. 1979.

1978年センサスは事後サンプル調査（1980年実施）の一つとして農場経済調査（Farm Finance Survey）を行なったが、このなかで、生産契約（Production Contracts）のみにについてごく簡単な調査を行なった。そこで、これによって農産物販売規模別および経営類型別に生産契約農場数と契約生産額を示しておく（表11）。

全農場のうち生産契約のあった農場の割合は2%と小さいが、全農場販売額のうち契約生産額は10%となる。

表 11 農産物販売規模別および経営類型別の生産契約農場と契約生産額（1978）

	全 農 場 (A) 100	農 産 物 販 売 (B) 100万ドル	生 産 契 約 農 場 (C) 100	契 約 生 産 額 (D) 100万ドル	C/A %	D/B %	
総 数	23,542	122,751	437	12,818	1.9	10.4	
50万ドル以上	239	37,914	30	7,459	12.7	19.7	
20 ～ 50万	787	22,855	105	2,813	13.3	12.3	
10 ～ 20	1,737	23,528	151	1,832	8.7	7.8	
4 ～ 10	3,737	23,473	114	656	3.1	2.8	
2 ～ 4	2,579	7,355	19	47	0.7	0.6	
2万ドル未満	14,463	7,626	17	11	0.1	0.1	
耕 種	現 金 穀 物	5,433	28,211	25	302	0.5	1.1
	綿 花	285	3,260	2	20	0.8	0.6
	た ば こ	1,339	2,136	5	30	0.4	1.4
	そ の 他 耕 種	1,136	4,772	9	94	0.7	2.0
	野 菜	380	3,239	10	91	2.7	2.8
	果 実	866	5,350	4	47	0.5	0.9
	園 芸	310	3,822	1	32	0.2	0.8
	一般農業 (耕種主)	655	2,974	11	39	1.7	1.3
畜 産	肉 畜	10,184	42,181	31	5,745	0.3	13.6
	酪 農	1,631	13,996	4	44	0.3	0.3
	家 禽 ・ 卵	527	10,715	331	6,338	62.9	59.2
	そ の 他 畜 産	467	877	—	—	—	—
	一般農業 (畜産主)	328	1,219	3	37	1.0	3.0

出所：1978 Census, Vol. 5, Part 6, 1979 Farm Finance Survey p. 74

すなわち全農場販売額の1割は生産契約の下での販売額である。これをさらに販売額規模別にみると、販売額20万ドル以上の農場グループでは、生産契約農場の割合は13%、50万ドル以上の農場グループでは販売額の2割が生産契約の下にあったことを示している。

経営類型別にみると、生産契約のある農場割合は耕種では野菜（加工）、畜産では家禽（ブロイラー）に高い。総販売額のうち契約生産額割合の高いのはこれらに加えて肉畜（肉牛フィードロット）の14%である。しかし家禽（ブロイラー）は生産契約の下にある農場割合ならびに販売額中契約生産額の割合のいずれにおいても著しく高い。

ここで、もっとも詳しい契約関係のデータを支えた1974年の結果の検討に戻ろう。

すでに述べたように1974年センサスによれば販売額2,500ドル以上の全農場のうち生産または販売の契約を結んだ農場は15万6,000（全農場の9.2%）、そして契約件数はおよそ19万件であった（表12）。

これによれば、農場100あたり契約件数は、全農場で11件となる。販売規模別では、大規模農場ほど農場100あたり契約件数は大きくなり、とくに、50万ドル以上の農場グループでは100農場あたり契約件数は50件となる。

大規模農場ほどなんらかの契約を通じてアグリビジネス企業と強い結びつきをもつことが示されている。大規模農場は規模拡大を通じてアグリビジネス企業との契約関係にはいるが、こんどは、契約にもとづく「市場」の安定を背景にして農場生産の規模拡大が促される。こうして大規模農場のマーケットシェアの拡大はアグリビジネス企業の農業生産の統合の体制と併進することになる。

生産あるいは販売の契約が結ばれることの多い商品は、ブロイラー、鶏・卵、牛乳・酪農品、とうもろこし、大豆、小麦、野菜、果実、てんさいなどである。

全体的にみれば生産契約よりも販売契約が件数では勝るが、商品別にみると、生産契約はブロイラー、鶏卵、加工野菜、てんさい、販売契約は牛

表 12 農産物販売規模別および

		ブロイラ ー	鶏・卵	牛乳・ 酪農品	肉 牛	とうもろ こし	大 豆
総 数		18,697 (9.8)	8,487 (4.5)	20,900 (11.0)	2,262 (1.2)	23,940 (12.6)	37,448 (19.7)
農 産 物 販 売 金 額	50万ドル以上	167 (2.9)	385 (6.8)	443 (7.8)	151 (2.7)	285 (5.0)	293 (5.2)
	20 ～ 50万	1,491 (8.5)	1,340 (7.7)	1,157 (6.6)	250 (1.4)	1,846 (10.6)	2,375 (13.6)
	10 ～ 20万	4,832 (14.2)	2,307 (6.8)	2,638 (7.8)	310 (0.9)	4,666 (13.7)	6,018 (17.7)
	4 ～ 10万	8,811 (13.3)	2,992 (4.5)	8,614 (13.0)	536 (0.8)	9,543 (14.4)	13,330 (20.1)
	2 ～ 4万	2,574 (7.4)	861 (2.5)	5,537 (16.0)	367 (1.1)	4,453 (12.9)	7,951 (23.0)
	2万ドル未満	822 (2.6)	602 (1.9)	2,511 (7.9)	648 (2.0)	3,147 (9.9)	7,481 (23.6)
契 約 の 種 類	生 産 契 約	7,741	4,143	3,567	548	3,484	4,286
	販 売 "	680	423	12,469	678	16,216	25,498
	生産・販売 "	4,042	1,208	442	426	496	567
	そ の 他 契 約	6,234	2,714	4,422	610	3,745	7,097
生 産 契 約 先	協 同 組 合	994	481	2,416	20	746	1,418
	飼 料 会 社	5,072	1,769	9	45	405	556
	出 荷 業 者	195	139	9	46	20	17
	加 工 業 者	2,891	965	1,032	18	1,154	761
	そ の 他	544	1,310	187	724	1,277	1,488

出所：1974 *Census of Agriculture*, Vol. 2, Part 3, Chapter IV, pp. IV 6-17

- 1) 主要商品の「ホップ・サトウキビその他」にはポップコーン、ポテト、
- 2) 生産契約先別の件数では生産契約および生産・販売契約を合算した。

乳・酪農品，とうもろこし，大豆，小麦，果実，てんさいなどに多くみられる。ブロイラー・鶏卵の契約生産の契約先は飼料会社，加工業者が多く，加工野菜，てんさいではほとんどが加工業者である。

ブロイラーおよび加工野菜（トマト）にもっとも典型的にみられる契約生産では，農業経営者は生産資材の供給および生産物の価格と市場の保証を得るかわりに経営上の自由を引き渡したものと言うべきである。彼等は，事実上，垂直的統合企業の経営内の一つの段階（原材料生産部門）を担当す

契約種類・契約先別の契約件数 (1974)

小 麦	綿 花	野 菜 (生・加工)	果 実 (生・加工)	てんさい	ホップ・ サトウキ ビなど	契 約 件 数 総 件 数	農 場 100 あ たり 契 約 件 数
15,416 (8.1)	7,115 (3.7)	13,228 (7.0)	14,056 (7.4)	6,936 (3.7)	17,358 (9.1)	189,899 (100.0)	11
463 (8.2)	538 (9.5)	806 (14.2)	385 (6.8)	568 (10.0)	973 (17.2)	5,663 (100.0)	50
1,386 (7.9)	1,230 (7.0)	1,380 (7.9)	709 (4.1)	1,344 (7.7)	2,335 (13.4)	17,480 (100.0)	44
2,676 (7.9)	1,376 (4.0)	2,040 (6.0)	1,209 (3.6)	1,830 (5.4)	3,322 (9.8)	34,029 (100.0)	34
5,523 (8.3)	1,888 (2.8)	3,754 (5.7)	2,931 (4.4)	2,281 (3.4)	5,217 (7.9)	66,426 (100.0)	21
2,971 (8.6)	1,005 (2.9)	2,335 (6.5)	2,749 (7.9)	651 (1.9)	2,667 (7.7)	34,629 (100.0)	11
2,397 (7.6)	1,078 (3.4)	3,013 (9.5)	6,073 (19.2)	262 (0.8)	2,844 (9.0)	31,672 (100.0)	4
1,645	1,399	5,396	1,533	2,335	4,890	42,109	
10,886	4,045	3,414	8,519	2,416	7,952	94,373	
251	112	439	643	449	741	10,661	
2,634	1,559	3,979	3,395	1,737	3,780	42,800	
576	302	278	1,069	484	594	9,660	
253	8	6	—	3	287	9,269	
5	11	581	255	14	192	1,582	
193	230	4,649	610	2,055	2,733	17,496	
638	729	110	132	67	1,436	9,010	

ベニバナを含む

又、契約先の不明な農場は除外した。

るにすぎず、いわば、アグリビジネス企業の圃場管理人(field manager)と呼ばれるに等しい位置のものとなった。

すでに述べたように80年代の二つのセンサスは契約関係のデータを全く与えない。しかし、この間に、アグリビジネス企業との各種の契約が農業生産の一層大きな部分をとらえるようになってきていることは推察に難しくない。

注

センサス当局は "1980年代合衆国連邦統計計画のフレームワーク" (連邦統計政策基準局, 1978年7月刊) によって展望された連邦統計データ体系改革の一環として、農場から最終消費者に至る生産と流通の過程を跡づけるデータを獲得する計画を立てていた。

そのために、まず、農業センサスの調査実施年を1974年以降4年間隔に短縮して、1982年には他の経済センサスのそれと一致させる措置をとるとともに、農業センサスを伝来の農場と農場人口に限定されたセンサスから解放して、工業・商業センサスなど諸他の経済センサスデータとリンクしうる統合的データ体系の実現を期そうとした。このようなデータ体系の改革によって農外独占大企業やアグリビジネス企業による直接経営又は各種の契約をつうずる農場生産の包摂・統合・支配の姿が映し出されることになると期待された。しかしレーガン政権下の統計予算の削減がこのような統計政策の進行を頓挫させた。

このようなアグリビジネス企業による農業生産統合の体制は、マーケットシェアの拡大と集中の担い手である大規模農場の包摂を軸として進行している。

そこで、おわりに、70年代および80年代の大規模農場のマーケットシェアの拡大がどのような商品グループを中心に進展してきたのかを示しておこう (表13)。

ここに示されているように、80年代後半には、野菜、果実、園芸、家禽、肉牛の商品グループについて、大規模農場グループがマーケットシェアの過半を占めるに至ったことが注目される。これら商品グループの主体的担い手は販売額50万ドル以上、とりわけ、100万ドル以上の資本主義的農場グループであること、そして、すでにみたように、その多く (100万ドル以上農場の半分) が法人組織をとっていること。また、これら商品グループについてはアグリビジネス企業との各種の契約あるいは直接経営による統合の体制の下での生産が広まっていること、さらに、これら商品グループの生産の主体的担い手となっている大規模農場に雇用と賃金の集中が著しく進んでいること、しかも、最近になるほど、労務請負人またはクルーリーダーのような仲介業者を通じてより多くの賃金が支払われるようになっている

表 13 農産商品グループ別にみた大規模農場のマーケットシェア (1974, 1978, 1982, 1987)

	1987年						1982年	1978年	1974年
	全農場の農 産物販売額 100万ドル	販売額50万ドル以上農場		うち 100 万ドル以上農場			販売額50万 ドル以上農 場の販売額 シェア %	販売額50万 ドル以上農 場の販売額 シェア %	販売額50万 ドル以上農 場の販売額 シェア %
		販 売 額 100万ドル	シ ャ ア %	販 売 額 100万ドル	シ ャ ア %				
総 額	136,049	51,952	38.2	37,876	27.8		32.4	27.6	22.5
穀 物	28,341	2,765	9.8	955	3.4		11.9	7.2	6.0
綿 花	4,208	1,601	38.0	921	21.9		46.3	31.2	26.8
た ば こ	1,745	124	7.1	42	2.4		5.0	3.3	3.4
種子, 乾草・牧草	2,599	605	23.3	355	13.7		22.6	12.1	13.4
野 菜	4,698	3,296	70.2	2,727	58.0		69.1	62.0	55.8
果 実	7,084	3,883	54.8	2,962	41.8		52.0	43.6	33.8
種 苗 園・温 室	5,774	4,043	70.0	3,208	55.6		62.3	55.2	46.8
そ の 他 耕 種	4,482	2,373	52.9	1,609	35.9		48.8	38.0	44.3
家 禽	12,758	7,588	59.5	5,250	41.2		51.3	41.9	36.9
酪 農	16,029	3,766	23.5	2,285	14.3		19.0	13.1	9.3
肉 牛	35,877	18,441	51.4	15,534	43.3		49.1	44.1	41.1
豚	9,891	2,301	23.3	1,127	11.4		17.5	9.4	5.3
羊	791	277	35.0	199	25.2		32.6	29.8	23.7
そ の 他 畜 産	1,771	889	50.2	701	39.6		42.2	31.9	25.0

出所: 1987年は 1987 Census of Agriculture, Vol. 1, Part 51, pp. 104-106

1982年は 1982 Census of Agriculture, Vol. 1, Part 51, p. 102

1978年は 1978 Census of Agriculture, Vol. 1, Part 51, pp. 89-90

1974年は 1974 Census of Agriculture, Vol. 11, Part 7, p. 91

ことなどが注目される点であった。

こうして大規模農場グループが販売額の過半をおさえている商品グループの販売額合計が、いまや、アメリカ全農場販売額の、これまた、過半を占めるに至った点が留意されねばならない。

以上、もっぱら農業センサスのデータによって現代アメリカ農業における雇用労働の意義についてみてきた。しかし、農業センサスデータも含めて、現行の農業雇用労働データは、いままで述べてきたような事態の進行のもとで、現実を正しく映し出すものとなっているであろうか。これらの検討を次章の課題としよう。

Ⅱ 農業雇用労働データの源泉とデータ問題

アメリカ農業の雇用労働は、すでにみてきたとおり、特定地域の特定タイプの大規模農場への集中がきわめて顕著であった。

この過程は農業における経済集中の過程と相伴って現に進行中である。こうして家族労働力のあれこれの補充という性格から明らかに抜け出た雇用労働力の性格の一段の変化が注目されるところであった。

現行の農業雇用労働データは、雇用労働力の規定と区分、あるいは、データ収集の方法において、このような現実の変化を十分映し出すようになっているであろうか。これの検討がここでの課題である。

雇入れのある農場と農場のタイプ、農場の雇用労働支出と雇用労働者数、雇用労働者の人口特性（人種、年齢、性、世帯内地位など）、経済特性（就業日数、収入、賃金など）と農業生産とのかかわりといった農業雇用労働の多様な側面にかんするデータが多くの源泉から獲得される。

しかし、一般に、これらのデータは農業雇用の変化しつつある現実の姿を映し出すのに必ずしも成功しているとは言えない。あとで検討するように、むしろ失敗していると言うのが正しい評価であるように思われる。

農業雇用データは、主として、①労働者を雇用する事業所（農場）または雇主、②労働者を供給する世帯または労働者、③政府機関の行政記録または連邦政府による各種の農業労働者援助事業から獲得される。

以下、これらの諸源泉をたどり、それぞれの源泉から引き出されるデータの性格を問題にしよう。はじめに農業雇用データが引き出される主要な源泉を一括表示しておこう。

1. 労働者を雇用する事業所または雇主
 - (1) 農業センサス (COA)
 - (2) 四半期農業労働力調査 (QALS)
 - (3) 農場費用・報酬調査 (FCRS)
2. 労働者を供給する世帯または労働者
 - (4) 人口センサス (COP)
 - (5) 人口現況調査 (CPS) 一雇用農業労働力調査 (HFWF)
3. 行政上の記録または連邦政府による各種の農業労働者援助事業
 - (6) 〔雇主から〕失業保険計画 (ES-202) (Unemployment Insurance Program) 〔労働省雇用訓練局〕
 - (7) 〔労働者から〕各種の農業労働者援助事業
 - 移動労働者衛生事業 (Migrant Health Program) 〔厚生省公衆衛生局〕
 - 移動労働者教育事業 (Migrant Education Program) 〔教育省〕
 - 農業労働者住宅ローンおよび補助金事業 (Farm Labor Housing Loan and Grant Program) 〔農務省〕
 - その他

1. 労働者を雇用する事業所又は雇主

事業所データは農場雇主から収集される。事業所データの主要な源泉は

商務省センサス局「農業センサス」、農務省全国農業統計局「四半期 農業労働力調査」、同「農場費用・報酬調査」である。

(1) 農業センサス (Census of Agriculture)

農業センサスは1840年以来定期的に行なわれてきた。これは50の州、3,150の郡レベルにまで降りた包括的な基本統計を与える唯一の源泉であるとともに、長い間にわたる農業の変化を述べる歴史的統計シリーズの源泉として価値のあるものである。

農業センサスは当該年に最低1,000ドル相当の農産物を販売したか、または通常販売するとみられるすべての場所を数えあげる（農場の定義がこのように定められたのは1974年以後である）。こうして1982年には全国224万、1987年には210万の農場が数えられた。雇用農業労働者とは、これらの農場において賃金を得て働くすべての人々である。農業センサスの雇用関係のデータは全農場の20%サンプル、すなわち、約45万の農場からえられる。これら農場の経営者に対して、農業労働者を雇用したかどうか、雇用した場合、その人数を雇用期間150日以上、または、150日未満の別に、そして雇用労働 (hired labor) 支出額を尋ねる。また、請負労働 (contract labor) 支出額および請負作業 (custom work) 支出額を尋ねる。

雇主の報告する事業所データでは給料支払簿に含まれるすべての人が対象となるから、その雇用労働支出には、圃場農業労働者に対する支払だけでなく、有給の家族員、雇われマネージャー、監督など農場雇主が直接に支払う雇用支出が含まれる。

請負労働支出額には農場経営者が農業労務請負人またはクルーリーダーに支払う請負手数料およびかれらをとおして間接的に労働者に支払われる賃金支払額が含まれる。

請負作業支出額は農場経営者がトラクターによる耕耘やコンバインによる収穫などの作業を機械もちオペレーターに請負させた場合の請負サービスに対する支払額である。

したがって、これは機械賃借料とオペレーターの賃金から成る。

1982年農業センサスは、約87万の農場が約500万（雇用150日未満のもの約400万、150日以上のもの約100万）の労働者を雇用し、雇用労働支出額は約84億ドルであったと報告した。

また、労務請負人あるいはクルーリーダーをととして労働者を使用した農場は約14万で、請負労働支出は約11億ドルであったと報告されている。さらに、約90万の農場が請負作業に対して約20億ドルを支払っている。

雇用労働支出には賃金または俸給のほかボーナスおよび雇主が支払う社会保障税その他の付加給付支出が含まれている。したがって、労働者の賃金と同じかまたは下った場合でも賃金以外の上述の支出が増大すれば労働支出は全体として増大してあらわれることになる。また、請負労働支出は農場主が労務請負人またはクルーリーダーに一括支払った請負サービス料金であって、これは仲介業者の請負手数料のほか労働者に支払われる賃金を含んでいる。しかし、支払賃金のピンハネが広く行なわれるのであるから、農場主の請負労働支出額とクルー労働者の受取賃金額との乖離は小さくないであろう。

以上に指摘したような問題を含むとは言え、また、あとで検討するようなセンサス雇用労働支出データの過小申告の傾向にもかかわらず、農業センサスの労働支出データは合衆国の農業雇用データのうち、もっとも有用なものであると言ってよい。

その理由は、第一に、州郡レベルまで下りたデータを与えること、第二に、農業雇用労働支出および請負労働支出のデータは、大部分の他の雇用労働データの源泉からほとんど排除されている「非合法」労働者の雇用についての支払も原則的に含むであろうと考えられること、第三に、センサスの労働支出データを別途（QALSなどにより）得られる平均時間賃金で割れば、おおよその雇用量（労働時間）を推定できること、である。

ところで、ここで問題にしなければならないのは、1982年まで農業センサスが与えてきた雇用労働者数の統計である。

前に述べたように、農業センサスは、当該年の間の雇用期間150日以上

または 150 日未満の労働者をそれぞれ何人雇用したかを農業者に尋ねている。この結果、1982年農業センサス報告書では「農場に150日未満雇用された労働者400万」「150日以上雇用された労働者100万」とされている(表14)。

表 14 1982農業センサスによる雇用労働者（合衆国）

雇用労働のあった農場数	869, 837
労働者数	4, 855, 857
150 日以上の労働者数	949, 481
150 日未満の労働者数	3, 906, 376

出所：1982 *Census of Agriculture*, Vol. 1, Part 51, p. 7

しかし、これは、農業センサスが1982年において年間 150 日未満雇用の労働者が400万人、150日以上雇用の労働者が 100 万人存在したことを報告したわけではない。

では、この農業センサス報告書の労働者数とは何を語るものなのか。きわめて misleading な数字である。なぜならば、農業センサスでは、各農場が人を雇うたびに雇用150日以上または150日未満の区分に従って、その人数を記録している。

たとえば、1人の労働者が1年のあいだに2ないし3箇所の農場を渡り歩いて30日ずつ雇われるとすれば、各農場のセンサス調査票に 150 日未満の雇用労働者として、そのつど人数が記録されることになる。

したがって、この“労働者数”のデータは雇用農業労働者の実人員数でないことは明らかであるが、また、言うまでもなく延人数でもない。この数字が示すものは、合衆国の農場が1年の間に長期（150日以上）または、短期（150日未満）の労働者の雇用にふりむけた賃仕事口（farm jobs）の数なのである。この賃仕事口が実際に何人の労働者によって充足されたかが推定されるならば、それが雇用労働者の実人員数となるであろう。

Martin P. L.（カリフォルニア大学デーヴィス校教授）はセンサスのこの数字について「センサスデータは1年の間に農業労働者のためにつくり出された仕事口（jobs）の数と種類についての推定を与える。しかし、これは

農業で働いた個人の総数ではない。なぜならば、一つ以上の農場で雇用された人はそれぞれの農場主によって記録されるからである」^①と述べている。

このセンサス数字の実体の不分明さについては日本でもすでに早くから多くの人が気づいていた。

たとえば大内力は以下のように指摘していた。「常用（150日以上雇用のもの）の場合は1年に2箇所以上で働くことはめったにないであろうからほぼ実数に近いかも知れないが、季節（150日未満雇用のもの）の場合は、短期間にいくつもの農場を渡り歩けば、それがすべて別々に計上されるから（この数字は）実人員でもないし延人数でもない、意味のない数字である」^②（カッコ内は喜多が補足）と。

1987年農業センサスでは、各農場における150日以上または150日未満雇用の労働者という不分明な数字をもたらず質問はセンサス調査票から削除されている。

この結果、センサスからは雇用量にかんするデータは全く得られなくなった。

1987年農業センサスでは、雇用データは農業者がどのような労働者をどれだけ雇用したかを示すことではなく、生産コストの一項目としての労働支出という観点のみが貫ぬかれるに至った。したがって、雇用量をつかむためにはセンサスの労働支出を時間（又は日・年）賃金で割るという方法によるほかない。（前掲表6参照）

そして、これが現在、雇用量を推定しうるもっとも妥当な方法であると言っていよいであろう。

1987年農業センサスでは雇用データの簡素化が一段と進められた。しかし、雇用労働支出金額別（および請負労働支出金額別）の農場数と支払金額の統計は残されている。したがって、これによって雇用と賃金の集中度を直接に知ることができる。

すなわち、農場数では2%弱の大規模雇用農場（賃金支出10万ドル以上）

が合衆国の全雇用支出の過半（51％）を集中している（前掲表3 参照）。

そして、これら大規模雇用農場がまた農産物の大規模販売農場であることも農業センサスの結果から知ることができる。

（2）四半期農業労働力調査（Quarterly Agricultural Labor Survey）

農務省全国農業統計局（NASS）は農業従事者種類別（農場経営者、無給家族員、雇用労働者）の人数、就業時間、農場支払賃金（時給）にかんする情報をうるため農場雇主に対して「農業労働力調査」（Agriculture Labor Survey）を実施している。

1910年にはじまったこの調査は1974年まで長期にわたりボランティアの農場を対象にしてきたが、1975年以降は確率的抽出調査に改められた。同時に、それまでの毎月末の1週間の調査が1975年から年間四半期ごとの4回調査となった。ところが1981年には、レーガン政権下の統計予算の削減のため1月と4月の2回調査となり、さらに1982～1983年には7月だけの年1回調査となった。しかし、1984年には7月と10月の2回調査に修復され、さらに、1985年以降は再び毎四半期調査に戻った。1月、4月、7月、10月の各四半期の月の12日を含む1週間に農場において就業する自営従事者、無給家族従事者、雇用農業労働者の数についての情報を収集する。自営従事者は調査週間内に1時間以上、無給家族従事者は15時間以上農業に従事したもの、また、雇用労働者は同じく1時間以上賃金を得て農業労働に従事したものである。そして、各従事者の1週間の労働時間数、雇用労働者に対する賃金支払方式（時間給、出来高払給、その他）別の時間賃金率および経営者が雇用労働者に支給する給料外給付（住宅、食事、特別手当）の情報も収集される。

この調査は1985年以降、ほぼ14,000の農場経営者から情報を得ており、サンプルの半分が各四半期ごとにローテーションされる。農場の定義はセンサスのそれに準ずる。

いま、この調査の結果を1960年以降について示すと次のとおりである（表15）。

表 15 QALS による農業従事者構成

	農業従事者構成 (1,000人)				備 考
	計	家族員	雇 用	雇用の割合	
1960	7,057	5,172	1,885	27%	毎月調査の平均
65	5,610	4,128	1,482	26	
70	4,523	3,348	1,175	26	
75	4,342	3,025	1,317	30	四半期調査の平均
80	3,705	2,402	1,303	35	
81	3,330	2,236	1,094	33	1月と4月調査の平均
82	4,043	2,494	1,549	38	7月のみの1回調査
83	3,749	2,271	1,478	39	
84	3,405	2,175	1,230	36	7月と10月調査の平均
85	3,115	2,017	1,098	35	四半期調査の平均
86	2,912	1,873	1,039	36	

出所：農務省全国農業統計局「農業労働力調査」

ここにみられる農業従事者構成の激しい変化は、もともと雇用労働力にほとんど依存することのない中小家族農場の経営破綻の急速な進行に伴う家族従事者の大量減少と機械化による農業賃労働除去の趨勢そして他方、労働集約的農業部門における規模拡大に伴う雇用の増大などの動きを反映している。

しかし、82～83年の雇用割合が高くでているのは、もっとも雇用の多い7月のみの調査によるためである。注意を要する。

QALS の結果は *Farm Labor* (USDA, SRS) に公表される。これの1988年4月の結果によれば、雇用労働者数はほぼ100万で、その70%が雇用期間150日以上常用労働者となっている。また、全雇用労働者の平均時間賃金は5ドル、週間労働時間は40時間である。賃金は果実・野菜農場において最高となり、また、農産物販売額25万ドル以上の農場がもっとも高い賃金を支払っている。そしてこれら大規模農場が全雇用労働支払額の53%を占める。さらに、11人以上の雇用労働者のいる農場が全雇用労働者

の41%を集中していることなど雇用と賃金の大規模農場への集中の状況が示されている。

ところが、雇用労働者の70%が常用労働者であるという QALS の結果は農業センサスの結果の示すところとは大いに異なる。

センサスでは季節労働者がつねに常用労働者の4倍程度の大きさであることが示されてきた。(もっとも農業センサスの雇用労働者数の統計は、すでに述べたとおり、正しくは農場の賃仕事口の数を示すものであるが)

これは QALS では季節雇用の出来高払労働者が雇主の記録においてつねに過小に報告される結果、常用労働者数が相対的に過大になるためである③。

QALS のデータは、長年にわたり、農業と非農業の賃金または雇用の比較に利用されてきた。しかし、注意を要することは、その農業労働者賃金が、雇主に直接に時間賃金または出来高払賃金の報告を求めたものではなく、総賃金額を総労働時間で除して求めた平均時間賃金だという点である。この算出方法では、各作業によって時間賃金が大いに異なるのに、各作業の就業時間によって加重された平均賃金があらわれるという問題を含んでいる④。

ところで、1986年11月成立の移民法改正管理法(IRCA)はグロワー(grower)^(注)の強い要求をいれて農業特別条項(Special Provisions for Agriculture)をとりいれた。これは生鮮商品生産分野において労働力不足が生じた場合、そして、労働長官と農務長官がその旨を認定すれば、新しく外国人農業労働者を導入できるとするゲストワーカー利用の道(農業労働者補充計画: Replenishment Agricultural Worker Program)を開いたものである。

農務省は、これに伴って、QALS に新しい質問項目を追加した。すなわち、労働力不足のため収穫に損失を受けたかどうか、また、これらの損失を防ぐためどれだけの追加労働力を必要としたかなどを尋ねることになった。しかし、この質問がグロワーによってみせかけの労働力不足状態を作り出すのに利用されるおそれは十分にあると言わねばならない。

QALS は、従来とも、外国人農業労働者の賃金率を決定するデータとして利用されてきたが、今回さらにゲストワーカー導入のための労働力不足判定のよりどころとなる資料を与えることになり、QALS に新たな関心が集まっている。

注 グロワー(grower)：アメリカでは farmer 一般と区別して、とくに grower という呼称が雇用労働力に依存する資本主義農場経営者又は富農を指す場合に用いられている。以下の叙述においてもグロワーの呼称はこのような性格の農業経営者を指して用いる。

(3) 農場費用・報酬調査 (Farm Costs and Returns Survey)

農務省全国農業統計局(NASS)が実施する FCRS は毎年2～3月を通じて約24,000のサンプル農場から農業者の生産支出と報酬にかんする情報を収集している。したがって、ここから農業者の労働支出(labor expenditure)にかんするデータが得られる。

FCRS は1985年に農場生産支出調査(Farm Production Expenditure Survey)と生産費調査(Cost of Production Survey)とが統合されたものである。農場の定義は農業センサスのそれに準拠している。労働支出の項目には、農業労働者に支払った現金賃金、ボーナス、現物および付加給付金のほか社会保障税の雇主負担分が含まれる。

また、これとは別に報告される請負労働支出には労務請負人またはクルーリーダーに請負わせて行なった収穫、植付、播種などの請負労働支出が含まれる。

この調査結果は、毎年、農務省経済調査局(ERS)の「農業部門の経済指標」(*Economic Indicator of the Farm Sector*)のシリーズにおいて州別に、また、全国農業統計局(NASS)の「農業生産支出報告」(*Farm Production Expenditure Report*)において、全国10農業生産地域別に公表されている。また、この農業生産地域別^(注)の結果はさらに農産物販売規模別分類と組合せられている。

注 10農業生産地域：東北区、大湖州、コーン・ベルト、北平原、アパラチア山

脈, 南東区, デルタ州, 南平原, 山岳部, 太平洋岸

ERS は1986年の合衆国の農業現金労働支出額を 92億ドルと推定している。(Economic Indicators of the Farm Sector: State Financial Summary, 1986, USDA, ERS.)。

カリフォルニア州の労働支出は格段に大きく, 22億ドルを示し, 1州だけで全国労働支出の24%を占めている。フロリダの7億ドル, テキサスの6億ドルがこれにつぐ。

一方, NASS の1986「農業生産支出報告」によれば, 全国労働支出は100億ドルで, 農業者の生産コストの9%を占めた。また, 労働支出の80%が現金賃金, 10%が請負労働支出であったと推定している。(Farm Production Expenditures, 1986, USDA, NASS)。

ERS と NASS の推定値はいくらか異なる。その理由は, ERS は FCRS の結果を農業センサスの支出データによって修正するなどの作業を加えているのに対して, NASS の推定値はすべて FCRS の結果そのままであることによる。

- ① Martin, P. L., *California's Farm Labor Market*. UC AIC Issues Paper No. 87-1, July 1987, p. 15
- ② 大内 力「現代アメリカ農業」東大出版会, 1975, p. 157
- ③ Martin, P. L., *Harvest of Confusion, Migrant Workers in U.S. Agriculture*. Westview Press, 1988, p. 38
- ④ *ibid.*, p. 37

2. 労働者を供給する世帯又は労働者

世帯データの主要な源泉はセンサス局が行う10年ごとの「人口センサス」(COP)と同じくセンサス局が毎月行っている「人口現況調査」(CPS)の12月調査に1年おきに付帯して行なわれる「雇用農業労働力調査」(HFWF)である。

(1) 人口センサス (Census of Population)

人口センサスは1790年以来10年ごとに行なわれてきた。センサス局は人

ロセンサスによって個人の年齢、性、世帯内地位、人種などの人口統計的データおよび収入、職業、従事する産業などの経済特性データを収集する。

センサス局はセンサス実施年の4月（最近の人口センサスでは1980年4月）に全世帯に調査票を郵送する。回答者は3月の最終の週にかんする就業、雇用のデータおよび前年（1979）の1年間にかんする収入を報告するよう求められる。この1週間に一つ以上の仕事に従事した人は、一番長く従事した仕事を申告する。

就業・雇用のデータおよび収入のデータは全世帯の19%のサンプルから収集される。

しかし、人口センサスの結果を農業雇用労働のデータとして利用しようとするとき決定的な問題が存在する。

第一に、人口センサスにおいて農業労働者として数えられるためには3月の最後の週に主な仕事として農業労働に従事していなければならない。3月以外のほかの月に農業に雇用されても農業労働者とはならない。ところが、3月という月は大部分の州において季節的農業雇用の少ない月である。

この時期に農業労働者としてとらえられるもののなかでは周年雇用の畜産労働者（主として白人）が大きな割合を占める。

第二に、収入データは前年の1年間のすべて仕事に対して得られた賃金、俸給収入の合計であるから、就業、雇用データが得られる1週間に従事した仕事とは対応しない。

したがって、農業労働者が前年の1年の間に農業労働のほか農業以外の仕事をあれこれやっていたとすれば、これらの賃金収入がすべて計上されている。

第三に、人口センサスは調査実施の手続きから言って移動労働者、とりわけ「非合法」労働者をほとんどとらえていないとみなければならない。なぜならば、移動労働者の宿所として、通常の住居とはみられない農家の廃屋や放置された乗合バスなどが使用されていることが多く、これらは人

ロセンサスが人々をとらえるのに用いる住宅リストには十中八九含まれないだろうからである。

1980年人口センサスは、農業労働者87万5,000人、農業経営者110万人と報告している。そして、農業労働者の65%、農業経営者の97%は白人であった。ヒスパニック、黒人など少数民族の農業労働者および農業経営者が著しく過小にとらえられていることは明らかである。

いま、人口センサスによって、農業労働者の多い上位10州について農業労働者の人種別構成を示してみよう（表16）。

表 16 農業労働者上位10州の人種別構成（1980人口センサス）

	農業労働者	%	人 種 別 構 成 (%)			
			白 人	黒 人	ヒスパニック	その他
カリフォルニア	150,116	17	23	1	71	5
テキサス	65,276	7	41	6	52	1
フロリダ	51,824	6	37	40	2	1
ウィスコンシン	34,688	4	99	—	1	—
アイオワ	30,022	3	99	—	1	—
ノース・カロライナ	29,407	3	50	46	1	3
ニューヨーク	27,800	3	94	3	2	1
ミネソタ	26,111	3	99	—	1	—
イリノイ	25,522	3	96	1	3	—
ワシントン	23,381	3	64	1	31	4
上位10州計	464,147	53	54	9	35	2
合衆国計	874,784	100	65	11	22	2

出所：1980 *Census of Population*

これによれば、上位10州のなかに、ウィスコンシン、アイオワ、ミネソタ、イリノイなどの中西部の諸州が含まれている。これは大部分の州において季節雇用の少ない3月末という時期において、これら中西部諸州の畜産農場における周年の白人農業労働者の存在が、これらの諸州に相対的に高い地位を与えることになったためである。

(2) 人口現況調査 (Current Population Survey)

——雇用農業労働力調査 (Hired Farm Working Force)

CPS は労働省労働統計局 (BLS) に代って商務省センサス局が毎月実施している世帯にかんするサンプル調査であって、雇用データの有力な源泉となっている。

1940年以来実施されてきたこの調査は労働力の就業と失業、年齢、性、人種、教育、職業、従事する産業など雇用にかんする包括的な情報を与えている。

CPS は、合衆国全体を通じて、人口センサスの結果に基づき選定される約6万の確率標本世帯を対象とする。全国12のセンサス地域事務所の調査員が面接の方法によって毎月の12日を含む1週間の世帯員の就業状態を調査している。

この CPS の12月調査に対して、農務省 ERS の委託によって雇用農業労働にかんする質問項目が追加されて隔年調査として実施されているのが雇用農業労働力調査 (HFWF) である。

CPS から得られる雇用データは毎月、労働統計局によって“雇用と賃金” *Employment and Earnings* に公表される。また、HFWF 調査の結果は農務省 ERS の報告書 *The Hired Farm Working Force of 19××* (1985年以後は *The Agricultural Work Force of 19××* と改称) として隔年に公表されている。

もともと HFWF 調査は、1945年の開始以来、1977年までは毎年(12月)実施されてきたものが、1979年以降は2年に1回の隔年調査に簡略化されたものである(したがって、1978, 1980, 1982, 1984, 1986, 1988の偶数年には、この調査は行われていない)。

HFWF 調査の対象となる世帯は、まず、CPS の6万世帯のすべてに対して、1年の間に“この世帯のなかでだれか1日でも賃金をうるため、なんらかの農業労働に従事した人があるか?” という質問に対する回答によってふるいわけられる。

この質問に Yes と答えた世帯（1983年調査ではおよそ1,500世帯）がさらに、雇用農業労働と賃金にかんする一連の質問（農業・農外の労働日数や賃金収入）をうける。最低1人の雇用農業労働者がいた世帯において、1983年には1,880人、1985年には1,771人、1987年には1,647人の農業労働者が数えられた。

また、この調査は全国的に移動農業労働者（migrant farmworkers）の数と特性を明らかにする唯一のデータ源である。それだけに、この調査がとらえる移動農業労働者の統計と現実とのくいちがいが農業雇用労働をめぐる論議の大きな部分を占めてきたのである。

この調査では、移動農業労働者を「賃金をうることを目的として農業労働に従事するため一時的に家を離れて泊りがけで別の郡に滞在する人」^①と定義している。

すでに述べたように、CPSの6万のサンプル世帯のうち、最低1人の雇用農業労働従事者をもつ世帯は、1983年について言えば約1,500（雇用農業労働者数1,880人）であったが、このうちさらに移動農業労働者のいた世帯はわずか120ほどにすぎなかった。

この小さなサンプルが人口センサスによるウエイトを基礎にして拡大され、全国で約22万人（1983年）の移動農業労働者人口が推定され、10農業生産地域別に人数と特性が示されるのである。これを示すと表17のとおりである。

ところで、HFWF とくに移動農業労働者調査については多くの批判がなされている。

これらのうち Friedland, W. H.（カリフォルニア大学サンタ・クルーズ校教授）が行なった批判は体系的である。彼は農務省の刊行物（QALSやHFWFの報告書）が一貫してヒスパニック季節労働者の重要性を過小評価している点とくに注意を喚起している^②。

Friedland の指摘も含めて HFWF にかんする批判を列挙してみよう。

第一に、あまりにも小さな移動農業労働者世帯サンプル（全国わずか120

表 17 CPS-HFWF による農業労働者と移動農業労働者 (1979～1987)

農業生産地域	1979			1981			1983			1985			1987
	全雇用農業労働者	移動農業労働者	%	全雇用農業労働者	移動農業労働者	%	全雇用農業労働者	移動農業労働者	%	全雇用農業労働者	移動農業労働者	%	全雇用農業労働者
1. 東 北 区	千人 65	千人 1	2	千人 60	千人 NA		千人 217	千人 7	3	千人 265	千人 6	2	千人 218
2. 大 湖 州	85	8	9	101	NA		199	10	5	269	20	7	293
3. コーン・ベルト	118	9	8	119	NA		376	15	4	428	19	4	475
4. 北 平 原	608	28	5	567	NA		112	7	6	154	8	5	158
5. アパラチア	488	33	7	380	NA		381	13	2	355	7	2	267
6. 南 東 区	403	53	13	384	NA		296	77	26	164	24	15	186
7. デルタ州	261	20	8	269	NA		96	6	6	90	3	3	138
8. 南 平 原	107	15	14	107	NA		194	19	10	217	31	14	222
9. 山 岳 部	364	39	11	334	NA		189	18	10	179	23	13	211
10. 太 平 洋 岸	152	11	7	172	NA		534	55	10	401	19	5	295
合 衆 国	2,652	217	8	2,492	115	5	2,595	226	9	2,522	159	6	2,463

出所：各年次 HFWF 報告書

注 1) 1981年の地域区分は農業生産地域別ではなく、連邦標準地域別に表示されている。したがって利用不可能 (NA)

2) 農業生産地域はつぎのとおり：東北区はメイン、ニューハンプシャー、ヴァーモント、マサチューセッツ、ロード・アイランド、コネティカット、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、ペンシルヴェニア、デラウェア、メリーランドの11州、大湖州はミシガン、ウィスコンシン、ミネソタの3州、コーン・ベルトはオハイオ、インディアナ、イリノイ、アイオワ、ミズーリの5州、北平原は北ダコタ、南ダコタ、ネブラスカ、カンザスの4州、アパラチアはヴァージニア、西ヴァージニア、北カロライナ、ケンタッキー、テネシーの5州、南東区は南カロライナ、ジョージア、フロリダ、アラバマの4州、デルタ州はミシシッピー、アーカンソー、ルイジアナの3州、南平原はオクラホマ、テキサスの2州、山岳部はモンタナ、アイダホ、ワイオミング、コロラド、ニュー・メキシコ、アリゾナ、ユタ、ネバタの8州、太平洋岸はワシントン、オレゴン、カリフォルニア、アラスカ、ハワイの5州

世帯)によって移動農業労働者人口の推定が行なわれていることである。たしかに、1979年以降の移動農業労働者数の乱調(表17参照)は抽出誤差によっても、また、社会経済的要因からも全く説明のつかないものであろう。

第二に、この調査は12月に行なわれるが、この時期には、移動農業労働者(多くの非合法入国者を含む)のほとんどが移動就労先を離れて、すでにメキシコ(一部はプエルトリコ)に戻っているか、または、アメリカ国内の限られた特定居住地域(テキサスあるいはフロリダなど)に集中している。メキシコに戻ったものが CPS のサンプルに含まれないことは言うまでもない(又、この調査はプエルトリコなど属領地を含まない)。

そして合衆国内の全地域のすべての住宅単位が等しい確率をもって抽出されるように設計された CPS の方法は、限られた特定地域に集結している移動労働者をとらえるには不適當である。また、前表にみるように移動労働者が10の農業生産地域別に示されている。しかし彼等は働く場所においてではなく、居住する場所にとらえられているのであるから、これを農業生産地域と結びつけて区分してみてもほとんど意味がないであろう。

第三に、CPS サンプル世帯は人口センサスが人々をとらえるのに用いる住宅リストをもとに抽出される。しかし前にも述べたように、農家の廃屋や放置された乗合バスなどを宿舎とすることの多い移動労働者はこの住宅リストからすでにとり逃されていることはほぼ確かであろう。

第四に、とくに移動労働者グループのなかに多数存在するヒスパニック系の「不法」入国労働者は、当然のことながら、CPS 調査員との面接を極力避けるであろう。

これらがこの調査の信頼性を低める大きな要因となっている。彼等はまさに捕捉困難な社会的カテゴリーである。

また、HFWF による移動労働者の人種構成をみると、白人の割合が1983年の45%から1985年には72%に大幅な増大を示すなど、多くの人が経験するところとは著しく異なり、その理由は全く説明しがたいものと言わ

表 18 CPS-HFWF による農業労働者の人種別構成

	1979		1981		1983		1985		1987	
	全雇用 農業労働者	移動農 業労働者	全雇用 農業労働者	移動農 業労働者	全雇用 農業労働者	移動農 業労働者	全雇用 農業労働者	移動農 業労働者	全雇用 農業労働者	移動農 業労働者
白人	75	62	73	76	73	45	76	72	78	
ヒスパニック	12	27	13	16	13	16	13	19	14	
黒人・その他	13	11	14	8	14	39	11	9	8	
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

出所：各年次 HFWF 報告書

ねばならない（表18）。

これらのことから、HFWF 調査について Martin もつぎのように述べたのである。

「HFWF 調査はカリフォルニアのヒスパニック 農業労働者に面接するよりも中西部や南東部諸州で学生や主婦をさがしだすのにはるかに役立っていると広く思われている」^③

したがって、農務省 ERS の HFWF 調査報告書が、従来、移動農業労働者の中心は白人男子学生の休暇中のアルバイトであるかのように描いてきたのは全く人を誤らせるものと言わねばならない。

農務省 ERS もこの調査について多くの批判のあることは充分承知している。ERS は報告書の公表のたびに、この調査の移動農業労働者の推定について利用者に警告を発している。

すなわち、「報告された移動農業労働者の数は、1979 年以来著しい変動を示している。これは推定誤差あるいは調査手続に関連した非標本誤差の可能性を示唆している。移動労働者の推定は相対的に少数の事例に基づくものであるから慎重に判断されねばならない」^④と。

ところが、ERS は上記のような各種の批判にこたえて、この調査の難点を改革しようとするのではなく、1987年報告（issued May 1989）では一片の釈明もなしに移動農業労働者にかんする統計データの作成そのもの

を全面的に放棄したのである。

ERS に移動農業労働者にかんする データの継続を断念させた最大の原
因は、捕捉困難な「非合法」労働者が移動労働者のますます大きな部分を
占めるようになってきたためとみてよい。

大規模農業者の間に労務請負人またはクルーリーダーを通ずる労働者の
使用が増大傾向を示しているとき、また、移民法改正と関連して「非合法」
労働者のプールとみられる移動労働者の動きがことさら注目をあつめてい
るとき、全国的な移動農業労働者にかんする唯一のデータ源であった「移
動農業労働者調査」が姿を消すことになった影響は大きいと言わねばなら
ない。

- ① *The Hired Farm Working Force of 1983*. USDA, ERS, Agricultural
Economic Report No. 554, p. 45.
- ② Friedland, W. H., *The Labor Force in U. S. Agriculture, Food
Security in the United States*. ed. by L. Bush and W. B. Lacy, Westview
Press, 1984, p. 153.
- ③ Martin, P. L., *California's Farm Labor Market*. UC AIC Issues
Paper No. 87-1, July 1987, pp. 50-51.
- ④ *The Agricultural Work Force of 1985*. USDA, ERS, Agricultural
Economic Report 582, March 1988, p. 9.

3. 行政上の記録又は連邦政府による各種の農業労働者援助事業

行政上の記録または各種の農業労働者援助事業を源泉とするデータは、
すでに存在する記録から獲得されるものであるから相対的に安い費用です
むという利点がある。しかし、その反面、これらのデータが収集される範
囲は、それぞれの事業計画が及ぶ領域に限定されるし、また、それぞれの
計画に固有の特性が獲得されるデータの性格を制約するという面をもっ
ている。したがって、それらのデータは農業労働者状態の特定側面のみを描
くものである点に注意することが肝要である。

ここでは代表的なものとして失業保険事業 (ES-202) と移動労働者衛生

事業をとりあげる。

(1) 失業保険事業 (ES-202)

ES-202 計画とは失業保険事業を管理する労働省雇用訓練局 (ETA) と各州職業安定機関との間の協力協定に基づく事業の通称である。この事業の記録から農業雇用労働のデータが得られる。

1978年以降、農業雇用も連邦失業税法 (FUTA) によって失業保険制度の適用を受けるようになった。ただし、連邦失業税法は、農業の場合については、当年または前年のいずれかの四半期の間に2万ドル以上の賃金を農業労働者に支払ったか、あるいは、当年または前年のそれぞれ20週の間に1日最低10人以上の労働者を雇用した農場雇主に適用されるとしている。

この規定からも明らかなおとおり、失業保険の適用を受けるのは大規模農場に限られること明瞭である。

ところで、すでにみてきたように、農業の雇用と賃金は、ますます少数、そして、ますます大規模な農場に集積しつつある。

したがって、1970年代中頃には、失業保険制度の適用を受ける大規模農場に雇用される農業労働者は全農業労働者のおよそ40%とみられたが、1980年代には、これはおそらく、70~80%にまで達するだろうという推測が成り立つ (雇用訓練局の推定)。

このような根拠に基づいて Martin は、この失業保険事業から得られる農業雇用労働データは、そのほかの行政上の記録から得られるものと比べてはるかに信頼しうるものとみたのである^④。

失業保険制度の適用を受ける農場雇主は、毎月12日現在の給料支払簿にあるすべての人 (園場労働者のほか農場マネージャー、監督、事務員、会計士などの専門職) と四半期の間に支払われた現金賃金、給料を四半期ごとに州職業安定機関に報告しなければならない。州機関は、この報告を労働省雇用訓練局 (ETA) に提出する。ETA はこのデータを州別・経営類型別に編成して、毎年 "雇用と賃金" *Employment and Earnings* に公表している。

そこで、ES-202 計画による失業保険適用の耕種農場の雇主数と年支払賃金額を示してみよう（表19）。

表 19 失業保険適用農場の雇主と支払賃金額

	耕 種 農 場		左のうち 野菜、果実・園芸農場	
	雇 主	年支払賃金額 1,000ドル	雇 主	年支払賃金額 1,000ドル
失業保険 適用農場 (1985)	合 衆 国	35,155[100] (100)	21,838[62] (100)	3,698,417[70] (100)
	カリフォル ニア	16,678[100] (47)	11,737[70] (54)	1,631,637[74] (44)
農業セン サス農場 (1982)	合 衆 国	432,149 (100)	72,623 (100)	2,796,431 (100)
	カリフォル ニア	29,107 (7)	23,713 (33)	1,240,237 (44)

出所：失業保険適用農場は、

ES-202 Employment and Wages Program; BLS, U. S. Dept. of Labor, 1985.

センサス農場は、

1982 Census of Agriculture, Vol. 1, Part 51 United States; Part 5 California.

全国の失業保険適用の耕種農場および支払賃金は少数の特定州に集中しているが、とりわけカリフォルニア州への集中が顕著である。言うまでもなく、これは、カリフォルニア州に大規模雇用農場が集中しているためであるが、それに加えて、同州が事実上、すべての農場雇主に失業保険制度への加入を求めている唯一の大農業州であることによる。

全国の失業保険適用の耕種農場の47%、支払賃金の42%がカリフォルニア1州に集中している。

また、経営類型別では、野菜・果実・園芸農場への集中が顕著である。すなわち、全国の耕種農場雇主の62%、支払賃金の70%が野菜・果実・園芸農場に属する。

カリフォルニアでは、この集中度は一層すすんでおり、雇主の70%、支払賃金の74%が野菜・果実・園芸農場に属する。

ところで、表19には、1982年農業センサスによる耕種農場雇主と支払賃金の対比のため掲げておいた。

ES-202 のデータとセンサスデータとは対象年次が異なる点を考慮するとしても、農業センサスの支払賃金額が過小申告の傾向をもっていることが読みとれる。

すなわち、農業センサス（1982）によれば耕種農場雇主43万、支払賃金額54億ドルとなっているが、失業保険データ（1985）では、大規模雇主3万5,000のみではほぼ同額の賃金52億ドルを支払っている。

(2) 連邦政府による各種の農業労働者援助事業

連邦政府が移動農業労働者とその家族に対する各種の援助事業を開始したのは1960年代にはいつからである。

各種の農業労働者援助事業によってサービスを受ける労働者から得られる記録がデータの源泉となる。しかし、大部分の農業労働者援助事業は、その財源が援助を受ける資格のある労働者のすべてにサービスを与えるには十分でないことを認めている。

したがって、現にサービスを受けている労働者にかんするデータをもって、援助事業が、本来対象としている労働者の姿を全面的に描いているとみるわけにはゆかない。

これらの援助事業には多様なものがある。Martin は農業雇用労働データの源泉となる主要な農業労働者援助事業をリストアップしているが、これだけで22（農務省6，教育省4，労働省4，厚生省3，環境保護庁など5）を数える②。

これら援助事業のうち、古い歴史をもつのが厚生省公衆衛生局（Public Health Service）の移動労働者衛生事業（Migrant Health Program）、および教育省の移動労働者とその子弟に対する教育援助事業（Migrant Education Program）である。

ここでは、移動労働者衛生事業についてみておこう。

• 移動労働者衛生事業^③

1962年に公衆衛生局法（Public Health Service Act）は、国内の移動農業労働者およびその家族が利用できる診療所の建設と衛生事業の改善のための医療スタッフ養成のための補助金を認可した（Migrant Health Act）。

1970年には、この事業は移動農業労働者ばかりでなく季節農業労働者一般とその家族も対象とするよう拡張された。

この事業では、このサービスを受けることのできる農業労働者を次のように定義している。すなわち、移動農業労働者とは農業の季節労働を主要な雇用の場としており、最近24カ月の間に農業に雇われ、このような雇用のため一時的な住居を建てた人である。

また、季節農業労働者とは、同じく、主要な雇用の場を農業の季節労働に置くが毎日の仕事を終えたあと自分の恒常的な住居に戻る人である。

現在、この事業は約 130 の診療所を通じて季節ないし移動農業労働者に対する医師の診断および基礎的な健康管理サービスを提供している。そして、この事業のため、毎年ほぼ 5,000 万ドルの連邦資金があてられている。この診療所の記録が農業労働者にかんする衛生データの源泉となる。

また、各診療所は資金の配分を受けるためサービスを与えるべき対象人口を推定している。1978年移動労働者衛生事業報告書（1980年公表）によれ

表 20 移動労働者衛生事業助成金（対象人口 1 人あたり）

1965	\$ 3.00
1970	4.29
1975	6.79
1980	11.34
1981	12.06
1982	10.92
1983	10.89
1984	12.86

（注） 1970年以前の事業対象人口は移動農業労働者とその家族で当時 100 万人と推定されたが現在は推定70万人である。1970年以降の対象人口には、このほかに季節農業労働者とその家族が含まれる。移動労働者および非移動労働者を含めて全体の合計は 350 万人となる。

出所：Johnston, *Health for the Nation's Harvestors*. 1985, p. 233.

ば、移動農業労働者とその家族が80万、季節農業労働者とその家族が190万、総計270万と推定されている。

もっとも、この推定は合衆国の3,150の郡のうち移動・季節農業労働者が濃密に分布している約900の郡にかんするものである。

なお、移動労働者衛生事業助成金を対象人口1人当たりでみるとつぎのとおりである（表20）。

- ① Martin, *Harvest of Confusion*. pp. 57-58.
- ② *ibid.*, pp. 156-178.
- ③ 「移動労働者衛生事業」については主として Johnston, H. L., *Health for the Nation's Harvesters, A History of the Migrant Health Program in its Economic and Social Setting*. National Migrant Worker Council, Inc., 1985. による。

以上、主要な農業雇用労働データの源泉をたずね、そこから引き出されるデータの性格を問題にしてきた。

それぞれのデータは農業雇用労働の種々の側面を反映しているが、また、それぞれの源泉に特有の性質が獲得されるデータの性格を制約している。

これらの諸源泉のうち、すでにみてきたところからも知られるように、もっとも包括的な農業雇用労働データを与える源泉としての位置を占めるものは、事業所（雇主）がデータを与える農業センサス、ならびに、世帯（労働者）がデータを与える CPS-HFWF（雇用農業労働力調査）であると言ってよいであろう。

雇主から得られる農業センサスの労働支出データは、他の雇用労働データの源泉からはほとんど排除されているとみられる「非合法」労働者の雇用に対する支出も含んでいると思われる点はとくに重要である。

しかし、最新の1987年農業センサスでは、雇用労働データは生産費の一項目としての労働支出という観点からのみ位置づけられており、雇用量をストレートにあらわすデータはすべて削除されている。センサスデータのなかでの雇用労働データの位置は明らかに低下している。

また、一方、労働者からえられる CPS-HFWF の雇用データも、増大する移動労働者（「非合法」労働者を多く含む）の住宅単位を捕捉しがたいところから調査に内在した矛盾が拡大し、これまた最新の1987年調査では移動労働者にかんするデータ収集をついに放棄するに至ったことは教訓的である。

ところで、農業センサスにおいても、HFWF においても、長い間にわたり、雇用農業労働力は、単に圃場での農業従事時間にのみ依拠した形式的で平板な概念化が慣行となっていた。たとえば、“Year-round Worker” 周年労働者（年250日以上従事），“Regular Worker” 常用労働者（年150～249日），“Seasonal Worker” 季節労働者（年25～149日），“Casual Worker” 臨時労働者（年25日以下）という具合である。そこでは雇用者の農業生産との実質的なかかわり合い方は問題にされなかった。

しかし、アグリビジネス企業の農業支配の進行とともに、法人農場の重要性が増大し、大規模農場への生産と雇用の集中がすすみ、アグリビジネス＝大規模グロワーと農業労働者との対抗関係が顕在化してくるなかで、マネージャー（賃金・俸給をえて他人の農場を管理するもの）やスーパーヴァイザー（労働者の監督を業務とするもの）が重要な役割を果たすようになっていく。周年・常用労働者のある部分は収穫ピーク時には季節労働者に対する監督者となるし、また、前にふれたように、労務請負人またはクルーリーダーも労働者を集めて圃場に送り込むだけでなく、圃場において監督の仕事も行なっている。

Friedland が農業生産の現実とのかかわりのなかで農業雇用の姿を把握するには、雇用者の内部構成としてマネージャー（managers）やスーパーヴァイザー（supervisors）の新しいカテゴリーを立てる必要のあることを主張^①しているのもこの点にかかわりをもつものであろう。

それにしても、アメリカの農業雇用データの生産は、何故、かくも長い間にわたって、その概念化において、また、データ収集の方式において、変化する社会的現実に対応して、これを映し出す努力も行なわれず形式主

義的な旧慣が墨守されてきたのであろうか。

Friedland は、この点についても鋭い考察を加えて、大要つぎのように述べている。

それは、なによりもアメリカ農業における引き続く家族農場解体（destruction）の歴史的過程の進行と、低賃金かつ管理の容易な大量のメキシコ人労働者の流入（合法・非合法を問わず）を保証する政策とによって、合衆国のグロワーにとって労働力の供給が長期的（戦時のような異常かつ短期の時期を除いて）に十二分であって農業労働力不足が決定的問題として浮上することがなかったからである。このような事情のもとでは、農業における雇用労働問題にかんする適確な情報を発展させることについての関心は薄く、したがって、雇用労働力の意味、概念を明確にさせるという問題に直面することがなかった。

さらに言えば、農業の動向に大きな影響力をもつアグリビジネス、グロワー、そして、農務省は農業雇用労働のもつ社会的不公正を明るみに出す情報の生産よりも、むしろ、真実の隠蔽に一層の関心があったからである^①、と。けだし卓見である。

アグリビジネス＝大規模グロワーと農業労働者との対抗関係が顕在化するなかで、農業生産の現場において雇用労働力の意味の明確化をせまる力となりうるものは農業労働者組合運動の発展であろう。

このような意味において、次章では、1980年代における農業労働者の組織化と農業労働組合運動について概観することにしよう。

① Friedland, W. H., *The Labor Force in U. S. Agriculture, Food Security in the United States*. ed. by L. Busch and W. B. Lacy, Westview Press, 1984, p. 159.

② *ibid.*, pp. 171-176.

なお、農業雇用労働データの問題については、本文中に引用した文献のほか下記に負うところが大きい。

• Daberkow, S. G. and L. A. Whitener, *Agricultural Labor Data Sources: An Update*. Agricultural and Rural Economics Division Agri-

cultural Handbook No. 658, ERS, USDA, 1986.

〔邦訳：「アメリカ農業労働統計データの諸源泉（最新版）」『統計研究参考資料』No. 29, 法政大学日本統計研究所, 1987年11月〕。

- *Major Statistical Series of the U. S. Dept. of Agriculture, Agricultural Prices, Expenditure, Farm Employment, and Wages*. Vol. 1, Agricultural Handbook No. 671, ERS, USDA, April 1990.

Ⅲ 農業労働者の組織化と農業労働組合

農業における経済集中の進行とともに影響力を強めているアグリビジネス＝大規模グロワーの支配に対して、これに対抗すべき農業労働者の組織化の進展と組合運動の力量は全般に著しく立ちおくれている。

農業労働者組織が港湾労働組合と結びついて伝統的に一定の強さを保持してきたハワイは例外である。

農業労働者運動の本場カリフォルニアでは、特定の農業部門での主として UFW（全米農業労働者組合）による農業労働者の組織化には、ある時期、かなりの進展がみられ、また、アリゾナでは、AFU（アリゾナ農業労働者組合）による国境にまたがった「非合法」労働者の組織化という特異な運動があらわれ、さらに、オハイオでは、FLOC（農業労働者組織化委員会）によるアグリビジネス、グロワー、農業労働者の三者協定（three-way Pact）の達成という新しい運動形態が出現し、また、テキサスやフロリダでも、UFW と FLOC の協力のもと、この数年来、いくらかの組織化の動きがみられる。UFW が コカコーラ・フーズの子会社 ^{ミニット} Minute ^{メイド} Maid オレンジジュース社所有のフロリダのオレンジ園で働く労働者を代表して、15年の農業労働契約を獲得したのは、1972年春であった。これが、現在、フロリダにおける唯一の農業労働契約である。

このように、1964年のブラセロ計画（Bracero Program）の終結以後、70年代と80年代をとおして、合衆国の農業労働者の組織化にいくつかの新しい動きがみられるものの、アグリビジネス＝大規模グロワーの強力な支配

に対する農業労働者の運動は、全体として、その規模と力量において、全く弱体であることは覆うべくもない現実である。

1942年にはじまり60年代半ばまで、ほぼ4半世紀近く続いたブラセロ計画の時代には農業労働者の組織化は著しく妨げられた。農業労働者の賃金が低い水準におしとどめられただけでなく、アメリカ南西部のチカノ（Chicano：メキシコ系アメリカ人）農業労働者は都市労働市場に押し出された。この時代に農業労働者の運動が否定的な影響を受けたことは全く明らかであった。

1964年のブラセロ計画の終結とともに、1965年春には、カリフォルニアの各地において農業労働者の労働契約を求める一連のストライキが始まった。

それ以後の10年の間のいくつかの大きなストライキと広汎な消費者のボイコット運動をととして、UFWは、1975年カリフォルニア農業労働関係法（ALRA）の法制化に成功した。

この立法は多くの妥協から成り立つものであり、また、農業労働組合の活動についてのいくつかの制限を含むことになったにせよ、この法制化は一般にUFWの勝利であったと言ってよい。

こうして、70年代の農業労働運動の成功的帰着がカリフォルニアでのALRAの法制化であったとすれば、80年代の農業労働者の対アグリビジネス闘争の展開のなかでの刮目すべき成果がオハイオで生じた。

それは、FLOCが導いたアメリカ農業労働史上はじめてと言われる1986年のアグリビジネス、グロワー、農業労働者の三者契約(3-party contracts)の達成であった。

以下、現在活動中の主要な農業労働者組合として、UFW, AFU, FLOCをとりあげ、農業労働者の組織化と組合運動の展開についての概観を試みることにしよう。

その際、1980年代に入って以来の長い沈滞が指摘されているUFWにかわって、まさに80年代に新しい運動の地歩を築きつつあるFLOCにつ

いてより詳細にふれたいと思う。

その前に、これら三つの農業労働者組織が、それぞれ、その構成メンバーにかんしてもつ大きな特徴に注意しておこう。これらの三つの組織は、いずれも、主として果実、野菜、園芸部門において働くヒスパニック系の農業労働者を中心としているとはいえ、UFW は、主としてカリフォルニアの世帯もち定住地元農業労働者、AFU は、主としてアリゾナで働く「非合法」入国のメキシコ人移動農業労働者、そして、FLOC は主としてテキサスおよびフロリダから毎年春にオハイオ、ミシガン、インジアナ、イリノイなど中西部にやってくる移動農業労働者（「非合法」入国者をごく少数含む）を主要なメンバーとしている。なお、現在「UFW と FLOC は共に合併決議を考慮中」^①である。

① *St. Louis Review*, Dec. 15, 1989, p. 5

1. UFW（全米農業労働者組合）

現在、アメリカにおいて、もっとも長い歴史をもち、かつ、継続的に運動を展開し、組織としての持続性を確保しているもっとも大きな農業労働組合はセザル・チャベス（Cesar Chavez: 1927年アリゾナ生れのメキシコ系アメリカ人）が指導する United Farm Workers of America, AFL-CIO (UFW) である。

現在、組合本部はカリフォルニア州キーン（Keene, California）におかれている。

UFWは1962年の創立以来、労働者階級の最底辺におかれた農業労働者の賃金引上げについての不断の経済要求に加えて、組合認知と契約の獲得、さらに農業労務請負人制（Farm Labor Contractor System）の廃止とこれに代るべき組合経営の労務周旋所（hiring hall）の設置、不法な児童労働の廃止、農業使用の規制といった雇用・労働条件にかんする労働者管理の要求をかかげて運動を展開してきた。「UFW は明らかに最近の、また、今世紀を通ずる一連の農業労働者組織化運動の断然最高の成功例である」^①と

の評価は過大なものではない。

しかし、UFW 運動の基礎をなす労務請負人制の廃止と組合経営の仕事周旋所による代替の運動はつねにアグリビジネス＝グロワーおよび労務請負人の激しい抵抗を受け続けてきた。何故ならば、「労働者の募集と雇用の方法の変更はアグリビジネスと農業労働者との間の力関係を変える可能性があった」^⑩からである。UFW は最近に至るまで、ついに、この雇用慣行の変更と労働者による恒久的管理の獲得を一般に実現することはできなかった。

このような弱点はあったが、チャベスの非凡な統率力（そのカリスマ性に裏打ちされた）によって UFW の運動は大きな成果をあげてきた。

その運動は圃場でのいくつかの大きなストライキ（1965年のデレイノーでのぶどう園スト、1970年のサリナスでのチームスータズ〔全米輸送トラック運転手労組〕との間の管轄権抗争もからんだ1万人規模のレタス畑のスト、1979年のインベリアル溪谷とサリナスでのレタス畑ストなど）と消費者による製品ボイコット運動（1965年の Schenly ^{シエンリー} 工業の酒類ラベルのボイコット、1960年代末～1970年代はじめのカリフォルニア生食用ぶどうボイコット、1973年の E & J Gallo ^{ガロー} ワインのボイコットなど）によって、ぶどう、オレンジ、レタス、トマトのグロワー＝アグリビジネス企業と対抗しつつ、主としてカリフォルニアを本拠に展開されてきた。

いままでの農業労働者組合の大部分がほんの短期の存在であったことから考えれば、過去30年近くにわたるセザル・チャベス指導下の UFW の存続自体が大いに注目に値するものである。

注

今世紀を通ずるカリフォルニアにおける農業労働運動の画期は、1913～1917の IWW（世界産業別労働組合）指導のホップと小麦畑における労働者の労働・生活条件改善の活動、1932～1934の CAWIU（缶詰・農業労働者産業別組合）指導のストライキ〔1933年の綿花ストはそのピーク〕、1937～1940の UCAPAWA（全米缶詰・農業・包装・関連農業組合）の黄塵地帯（Dust Bowl）難民の組織化活動、1942～1964のブラセロ計画〔“合法的奴隷制”とも評された政府間協定によるメ

キシコ人農業労働者導入計画] に対する NFLU (NAWU) (全国農業労働組合), AWOC (農業労働者組織化委員会), NFWA (全国農業労働組合) の反対運動, 1962年以降の UFW (全米農業労働者組合) の組織活動と1975カリフォルニア農業労働関係法の成立である。

1965年のデレイノ (Delano) におけるぶどう園ストと消費者のボイコット運動にはじまる UFW の10年の運動の結果が農業労働者の権利保護を主旨とする1975年カリフォルニア農業労働関係法(The California Agricultural Labor Relation Act of 1975: ALRA) の成立に帰着した。

ALRA は1935年の全国労働関係法(National Labor Relation Act: NLRA, 通称ワグナー法) をモデルにしたもので NLRA が一般労働者に与えたと同じ利益をカリフォルニアの農業労働者に与えたとされるもので, この法制化はブラセロ計画の終結(1964) 以後のアメリカ農業労働運動到達の一つの峰を示すものと言ってよいであろう。事実, ALRA 成立後の1979~1981年の間に UFW は大幅な農業労働賃金の引上げを勝ちとった。

注

全国労働関係法(NLRA) は, その適用対象から家事使用人とともに農業労働者を除外している。したがって彼等は社会保障制度の適用外におかれていた。そこで, チャベスは, はじめは全国労働関係法を拡張して, そのなかに農業労働者も含めるという方針を支持していた。しかし, NLRA のもとで禁止(1947年タフト=ハートレー修正) されている二次的ボイコットが70年代に入り UFW の主要な武器となってきたところから, チャベスは上の方針を変更して独自の農業労働関係法の実現を志向するようになったのである。^③

たしかに ALRA が組合の代表権獲得のための秘密投票の規定を設けたり, 不当労働行為(労働組合運動に対する使用者の妨害行為) の訴えを解決する機構を制定したりしたことは UFW の運動の勝利と 言いうるものであった。

しかし, その成立過程において, UFW はいくつかの大きな妥協を余儀なくされた。

たとえば「二次的ボイコット(商店段階でのボイコット)の行使や組合認知のためのストライキ行使についての制限」^④などである。

これらの妥協がその後の UFW の活動を限定することになった。

ところで、UFW の組合メンバーには移動労働者を含んではいるが定住化しつつある地元農業労働者が中心となってきた。

チャベスが組織化を目ざす労働者に共通する要素は、メキシコ系でカトリック教の強い影響下にあり、そして家族を率いる有力な男性のいる世帯だということ^⑤、である。

組合員は1970年代前半の約10万の水準から1980年以降は約3万程度に落ち込んでいる(潜在の対象者はカリフォルニアだけでも20万以上存在するとみられるにもかかわらずである)。

これは1975年の ALRA の制定以後、とくに1980年代に入って UFW の姿勢が著しく防衛的なものに転換していることを反映している。UFW は ALRA を足場にして農業労働者の一層の組織化を進めるというより、むしろ、この法律を守るために大量の政治献金を投ずるという方向を指向している。

そして、「チャベスは彼の信頼の多くを組織化に置くよりも、むしろ、農業労働関係局(ALRB)と政治活動に置くようになった」^⑥と言われる。

1980年代には、もはや効果的なストライキは行なわれなくなったし、組織の拡大もみられず、農業労働賃金は実質的に引下げられている。運動の力量の衰退あるいは沈滞が指摘される由縁である。

このような事態の推移をもたらした背景として多くのことが指摘されている。

まず、組合に同情的であったカリフォルニアの J. ブラウン知事(民主党)にかわって、1982年には明らかに組合に敵対的な G. デュークメジアン知事(共和党)が登場することによって「ALRA が生み出された頃とは政治的風土が全く変わってしまった」^⑦ ことである。

G. デュークメジアン知事は農業労働関係局 (ALRB) のスタッフを保守的な親グローメンバーに入れ替え、ALRA の反労働者の運用を意識的に進めた。まさに「狐に鶏小屋を守らせる」^⑧ というやり方である。

UFW をとりまくこのような政治的風土の激変とともに、さらに組合自体がかかえる沈滞要因が表面化してきたことも見逃せない。それはチャベス一族への権力の集中と指導部内の内紛が一部の分裂をもたらしさせたことである。

こうしたなかでの ALRA 防衛のための過度の政治献金、そして、ライバル、チームスターズ組合 (全米輸送トラック運転労組) との長期にわたる管轄権紛争も UFW の力をそぐ結果となっている。

こうしたなかで、アグリビジネス＝グローの反 UFW の動きが一段と強まっている。

最近、グローが UFW の下にある労働者に賃金や労働条件を記入したいわゆる「従業員手帳」を交付して、UFW とグローの間で交渉を通じてとりきめた集団契約を一方的に破棄し、グローが個々の労働者と契約するかたちに置きかえようとしている。UFW はこのようなグローによる組織とりくずしの動きに重大な注意を喚起している^⑨。

しかし、1980年代に入ってからのカリフォルニア政権の敵意のある対応にもかかわらず、UFW がレタスなどについて、とりわけサリナス溪谷とその周辺において、相対的に安定した契約を維持していることも見逃してはならないであろう。

1984年7月、UFW は大勢の挽回をかけて生食用ぶどう購入の集团的ボイコット運動 ("怒りの葡萄" 運動と称する) を再開した。

このボイコット運動の主要な目的は、ALRA の公正な実施、農業労働者の UFW 認知のための自由で公正な選挙、有毒農薬の使用禁止の実現である。

生食用ぶどうに焦点を定めたことについて、UFW は、ぶどうが5万の労働者を雇用するカリフォルニアの巨大産業であることから、ここで有毒

農業禁止を勝ちとれば、他の作物に拡げることができること、および、ぶどうグロワーが ALRA の反労働者的運用を推進するもっとも有力な政治的圧力団体であることをあげている^⑩。

農業使用規制問題は労務請負制廃止の要求とともに UFW とグロワーとの間の争点のなかで決定的な問題となっている。

UFW は目下、運動の力量の全般的衰退、アメリカ市民の社会的意識の一般的退潮のなかで命運をかけた長期のボイコット闘争を展開中である。

- ① Majka, L. C. and T. J. Majka, *Farm Workers, Agribusiness, and The State*. Temple University Press, 1982, Introduction p. X.
- ② *ibid.*, p. 184.
- ③ Dyson, L. K., *Farmers' Organization*. Greenwood Press, 1986, p. 331.
- ④ Majkas, *op. cit.*, p. 294,
- ⑤ Friedland, W. H., "Seasonal Farm Labor and Worker Consciousness." *Research in the Sociology of Work*, Vol. 1, 1981, p. 362, p. 372.
- ⑥ Dyson, L. K., *op. cit.*, p. 335.
- ⑦ Majka, T. J. and L. C. Majka, "Power, Insurgency, and State Intervention: Farm Labor Movements in California," *Research in Social Movements, Conflict and Change*, Vol. 6, 1984, p. 198.
- ⑧ *Food and Justice*. Vol. 3, No. 5, UFW, June 1986, p. 14.
- ⑨ *Food and Justice*. Vol. 7, No. 1, UFW, Jan. 1990, p. 2.
- ⑩ *Straight Talk on the Fresh Grape Boycott*. National Farm Worker Ministry, 1988.

カリフォルニア農業労働運動の歴史的発展および UFW の運動に関する文献は多数ある。とりあえず以下のものが有用であろう。

- Majka, L. C. and T. J. Majka, *Farm Workers, Agribusiness, and The State*. Temple University Press, 1982.
- Jenkins, J. Craig, *The Politics of Insurgency: The Farm Worker Movement in the 1960s*. New York: Columbia University Press, 1985.
- Taylor, R. B., *Chavez and the Farm Workers*. Beacon Press, Boston, 1975.
- Kushner, S., *Long Raad to Delano, A Century of Farmworkers' Struggle*. International Publishers, New York, 1975.
- Galarza, E., *Farm Workers and Agribusiness in California, 1947-*

1960. University of Notre Dame Press, Notre Dame, 1977.

- ———, *Spiders in the House & Workers in the Field*. University of Notre Dame Press, Notre Dame, 1970.
- UFW は “*Food and Justice*” および 2 言語使用の “*El Malcriado*” と称するパンフレット形式のニュースレターをほぼ 2 ケ月おきに発行している。

2. AFU（アリゾナ農業労働者組合）

AFU はアメリカ合衆国において、非合法の状態働くメキシコ人農業労働者の国境にまたがった組織である。

UFW は、かなり以前に、その力をカリフォルニアにおける合法労働者の組織化に集中することを決定している。「不法」入国労働者を排除することを方針としたのである。

これは「不法」入国労働者が UFW の賃金・労働条件引上げ運動の足を引っ張るという見方に加えて、これら「不法」入国労働者が UFW のストライキの際に、しばしばスト破りとして雇われ「UFW のストライキ効果を弱めるうえで決定的な役割を演じた」^⑩ ことによる。こうしたことから UFW は「不法」入国労働者の合衆国からの締出しに賛成したのである。しかし、UFW のアリゾナのオルグ達はこれとは別の意見であって「不法」入国労働者も組合に組織することが必要であるし、労働者として組織される権利があるという見解であった。

UFW のアリゾナのオルグ、ルーペ・サンチェス (Lupe Sanchez: 1945年メキシコ生れの帰化アメリカ市民) は、1979 年に UFW が国境パトロールによる取締りの強化を求めたのに反発して、チャベスに公開状を送り「証明書を持つ (documented) 労働者と持たない (undocumented) 労働者との間に大きな分裂を作り出すすべての行動を中止する」^⑪ よう求めた。

こうして、地方支部の管理問題、組織計画における証明書不所持労働者の取扱いをめぐる、アリゾナのオルグ達と UFW 本部との対立は決定的なものとなり、ルーペ・サンチェスを委員長とする Arizona Farm Workers' Union (AFU) が生まれた。

AFU はアメリカ合衆国における「非合法」のメキシコ人移動農業労働者の唯一の組織である。AFU は1979年の組織結成以後、2～3年の間に、アリゾナのオレンジ、たまねぎ、メロン、レタスなどの圃場での組織化とストライキを通じて、1977年当時と比べて賃金の4倍増、宿舎、食事の待遇改善、医療などにかんする好条件を急速に勝ちとった。

AFU の主要な組織目標は、アリゾナを中心にアメリカ南西部一帯の果実、野菜、園芸農場を渡り歩く証明書のない (undocumented) 大量のメキシコ人農業労働者の集団である。

彼等の日常生活は人種的差別と階級的偏見にみちた屈辱的な状況の下におかれている。

それに加えて、国境パトロールによる国外追放の絶えざる恐怖にさらされている。合衆国当局はグロワーに対して、これら労働者の住居、トイレ、飲料水、洗濯施設、浴室などに最低限の衛生上の基準を課することさえ拒否している。農業で汚染された灌漑水での水浴や、400～500人の労働者が働く圃場におけるわずか1～2箇所のトイレ設備（しかも不衛生きわまる）などに耐えがたい彼等の生活の一端がうかがわれる^③。

これら労働者の組織化を試みる AFU の存在は「非合法労働者は労働組合に組織できないという多くの労働運動指導者が抱いていた観念に対する直接の挑戦」^④であった。

そして、AFU 結成の導火線となった1977年のアリゾナ州フェニックス (Phoenix) の大規模オレンジ農場での「非合法」労働者の大規模な組織的ストライキは「アメリカ労働運動史上はじめてのものであった」^⑤。

しかし、サンチェスら指導者は「非合法」労働者の勝ちとった好条件は、やがては、アメリカの国内労働者をひきつけることになり、その結果は「非合法」労働者を故郷メキシコの貧窮化した農村に追いかえすことになるだろうと考えた。

そこで、AFU は労働者の管理する「農業労働者経済開発公社」(Farm-

worker Economic Development Corporation: FEDC)を創立した。そして、アメリカのグロワー（主としてアリゾナのオレンジ農場雇主）との労働契約の条項の中に、正規の賃金のほかに、組合員の故郷の村の経済開発資金に充当するための特別の納付金（AFU 労働者の就業1時間につき20セント）を拠出させる特別条項を含める運動を展開している。推定年額8～10万ドルの特別納付金に加えてグロワーの寄付金やこの事業に関心をもつ法人からの補助金が、FEDCの基金に払込まれ、AFUの組合員の家族が残るメキシコの村において灌漑事業、野菜種子の供給事業、パン工場設立、教育施設、住宅の建設などの協同事業に投下されている。

こうしてメキシコ農村の開発を進めることによって、ゆくゆくはアメリカへの危険な長く苦しい旅（trek）に出る必要がなくなるようにしようというのがAFUの最終的な目標であるとされている。

サンチェスは「これらの開発計画がアメリカへの移動の流れを止める最善の道であることをメキシコとアメリカ（の当局）に示すはずである」^⑧と言う。

もちろん、この事業の果す役割は、メキシコ農村の底深い貧困と、それがメキシコ人を危険きわまる北方への旅に駆り立てる力の強さ（彼等が故郷において3～4ヶ月の夜明けから日暮れまでの苛酷な労働によってかせぐのと同じ額を合衆国でのたった1週間の労働によってかせぎ出すの）に比べるならば、まさにユートピア的理想にすぎないものと言えよう。

事実、そのような批判も強い。それにもかかわらず、AFUはこの開発計画を通じて国境の両側での組織化を進め「メキシコ人労働者の合衆国グロワーへの依存を究極的に断ち切ることを望んでいる」^⑨のである。

AFUは本部をアリゾナ州エル・ミラージ（El Mirage, Arizona）に置き、フロリダ州からワシントン州の間の七つの州とメキシコにおいて1万～1万5,000の組合員をもつと主張している^⑩。

そして「組合員のおよそ85%は合衆国で農作物を収穫するため毎年、非合法的にリオ・グランデ河を渡る季節労働者である」^⑪。

以上述べてきたように、AFU の運動はアメリカの 農業労働者運動としてはきわめて特異な性格のものであろう。

ところで、この AFU の運動にまさに直接的な影響を与えられるのが1986年11月の移民法改正である^①。

国境パトロールの強化の措置とともに、移民法改正による「不法」入国労働者を雇用した雇主に対する処罰の措置、および一定条件をもつ「非合法」労働者に対する特赦の処置は、AFU が組織の対象としている「非合法」労働者の入国を難しくするとともに、すでにアメリカ国内にいる「非合法」労働者に対して身分の変更を促すことになる。

こうして、結局、AFU の組織そのものの存亡にかかわるような影響を及ぼすように思われる。

同時に、これらの「処置が究極的には、果実や野菜を摘む低賃金労働者のプールをとりくずす」^② という見方も成立つ。しかし、他方「貧窮化した人々の川渡りや柵登りを止めさせることはない」^③ とする見解も強い。

なぜならば、「柵を立て、マシンガンを置き国境を遮断したとしても、ラテンアメリカの経済的困難を解決することがなければ終りのない問題だからである」^④ し、また、アグリビジネス企業にとっても「アメリカ人によって通常、軽蔑されている骨の折れる圃場仕事をよろこんで引き受けるメキシコ人の安定した供給なしには我々はやってゆけない」^⑤ というのが共通した立場だからである。いずれにせよ、その方向を見定めるには、さらになお時間が必要である。

① Jenkins, J. Craig, "The Demand for Immigrant Workers: Labor Scarcity or Social Control?" *International Migration Review* 12, Winter 1978, p. 530.

② Maikas, *Farm Workers, Agribusiness, and The State*. 1982, p. 261.

③ Cavazos, F., "Arizona Farmworkers," *Migration World*, Vol. XIV, No.12, 1986, pp. 38-43.

④ Foster, D., "Land to the Landless," *Mother Jones* (8:3), April 1983, p. 60.

- ⑤ Devereux, D., "The AFU Spurs Development in Mexico," *Rural America*, Sept.-Oct. 1983, p. 12.
- ⑥ *The Wall Street Journal*, Oct. 15, 1986.
- ⑦ Conover, T., "A Cooperative Beyond Borders," *Grassroots Development*, 9:2, 1985, p. 45.
- ⑧ *The Wall Street Journal*, *ibid.*
- ⑨ Dyson, L. K., *Farmer's Organization*. p. 33.
- ⑩ *The Wall Street Journal*, *ibid.*
- ⑪ 1986移民法改正が「非合法」外国人労働者にどのような影響を及ぼすかについては拙稿「アメリカ移民統計と「非合法」外国人労働者」『研究所報』No. 15, 法政大学日本統計研究所, 1988年12月参照
- ⑫ *St. Petersburg Times*, St. Petersburg, Florida, Dec. 11, 1989.
- ⑬ Griffin, E., "Help Mexican Workers at Home." *The Nation* 238, March 3, 1984, p. 251.
- ⑭ *News-Press*, Fortmyers, Florida, July 1, 1986.
- ⑮ *ibid.*

3. FLOC（農業労働者組織化委員会）

ワシントンマンスリー（1987年7～8月号）は、「アメリカの最良、最悪の労働組合」（The Best and Worst of American Unions）という特集記事のなかで、労働問題研究者、労働組合員、労働リポーターなどが選んだアメリカの最良組合の筆頭に FLOC が、最悪組合の筆頭にチームスターズ（Teamsters：全米輸送トラック運転手労組）がランクされたと報じた^①。

それぞれの選定理由は、FLOC が「グロワーを目標とするかわりに法人食品加工業者を標的にした込みいった経済闘争を通じて、政治的、経済的に全く無力なオハイオの移動農業労働者の組織化に成功した結果として選ばれた」のであり、他方、チームスターズは「大量汚職と組合民主主義の欠如の申立」^②のゆえであるという。

FLOC にこのような大きな評価が与えられたのは、移動農業労働者という組織化の困難な領域において、FLOC が導いたアメリカ農業労働史上初の三者契約（アグリビジネス企業、グロワー、農業労働者）の達成によっ

てである。

この多角的関係者契約 (multi-party agreements) の成就是、中西部において移動農業労働者の組合認知の獲得を目標とする FLOC 創設以来20年の運動の頂点に位置する成果であると同時に、1980年代のアメリカ農業労働運動の一つのピークを示すものと言ってよいであろう。

FLOC はバルデマル・ヴェラスケス (Baldemar Velasquez: 1947年南テキサス生れのメキシコ系アメリカ人) によって1967年にオハイオ州トレド (Toledo, Ohio) において創立された。爾来、本部はここに置かれている。

FLOC はフロリダおよびテキサスにおける冬期のオレンジ、トマトなどの収穫作業を終えて、毎春、中西部諸州、とりわけ、ミシガン、オハイオ、インディアナ3州の隣接地域を中心とする野菜(キュウリが主)とトマト(加工用)の主産地帯での収穫作業に従事するため移動してくる農業労働者の組織化に当面の照準をあてている。

1990年3月1日現在で、FLOC のメンバーは約7,000、そのほとんどすべてが、フロリダとテキサスから季節的に移動してくるメキシコ系のアメリカ市民であって、いわゆる「不法」入国者はごく少数含まれるだけである。FLOC の最終目標は、中西部五大湖地域の総勢7万の移動農業労働者の組織化におかれている^③。

ミシガン、オハイオ、インディアナ3州が隣接する野菜、トマト主産地帯には、また、Campbell Soup Co. (キャンベルスープ), Vlasic Food, Inc. (ヴラシックフーズ), Heinz USA (ハインツ), Del Monte (デルモンテ), Hunts (ハンツ) など多くの巨大多国籍アグリビジネス企業の食品加工工場が所在している。したがって、ここが FLOC の主戦場となった。

では、FLOC は何故、また、どのようにして三者契約を追求し、これを達成したのかについて述べることにしよう。

FLOC は1967年創立当初の数年間をかけて、主としてストライキの手段によってオハイオ北部の多くのトマトグロワーとつぎつぎ労働協定を締結していった。

ところが、巨大加工業者の圧力によって、グロワーは作物の変更や機械収穫業者への依存を強いられたため、FLOC はグロワーとの協定の範囲内では農業労働者の労働条件を抜本的に改善する展望をほとんどもつことができなかった。

農業労働者の雇用にかんしても、グロワーよりもむしろ加工業者が決定的な力をもっていることが明らかになった。

もともとオハイオのグロワーはカリフォルニアのそれと比べて、きわめて小規模であり、経済的にも弱体であって、生産契約を結んでいるアグリビジネス企業の強い締めつけを離れてなにかをなしうる力をほとんどもっていなかった。

注

1987年農業センサスによって、オハイオの加工用トマトとキュウリの主産地であり FLOC の主戦場の一つになっている ^{サンダスキー} Sandusky 郡の一農場あたり収穫面積をみると、トマト 48 エーカー、キュウリ 32 エーカーとなっている (*Census* Vol. 1, Part 35, Ohio, p. 441, 447)。

これに対して同じくカリフォルニアの野菜主産地 ^{サン・ウオーキン} San Joaquin 郡 (UFW の主要な活動の地) ではトマト 192 エーカー、キュウリ 95 エーカーである (*Census* Vol. 1, Part 5, California, p. 345, 352)。

カリフォルニア主産地ではオハイオ主産地と比べてトマトで 4 倍、キュウリで 3 倍の経営規模のひらきがある。さらに、これら二つの郡について農産物販売額 50 万ドル以上の農場数割合とそのマーケットシェアをみると、オハイオのサンダスキー郡では農場数割合 1.1%、マーケットシェア 14.6%、これに対してカリフォルニアのサン・ウオーキン郡では農場数割合 7.7%、マーケットシェア 65.0% を占める。両地域のちがいは画然としている。カリフォルニアでは UFW の賃金交渉の直接の相手は、まさにグロワーである。

グロワーは農業労働者のストの際にはスト破りとして大量の「不法」入国労働者を徴集したり、また、武装警備員によってスト参加者を暴力的に威圧するなど UFW と直接に対決してきた。

一方、オハイオのグロワーのなかには、FLOC の行動に理解を示し、共同してアグリビジネス企業との交渉にあたるのをよしとする者も少数ながら存在する。この点、カリフォルニアのグロワーとは大いに異なるものが感ぜられる。

グロワーはつねに、コストと会社への引渡価格の板ばさみのもとにおか

れている。

「もしグロワーが賃金を上げる結果として、会社へのトマト引渡価格を上げようとするならば、会社（キャンベル）はただちに、取引を他のグロワーに移すことを公表するだけであろう」^④と言われる状況にあった。

このような状況のなかで、FLOC 委員長ヴェラスケスはつぎのように述べている。

「キャンベルスープ社その他の加工業者は会社のためトマトやキウリを栽培するグロワーと生産契約を結んでいるが、それはきわめて不公正な取り決めである。

グロワーは作物の植付け前に契約に署名するが、契約の条件は会社から押しつけられたもので農業経営者としての独立性を失わせるものである。契約の時点で作物は会社の所有になる。グロワーは、その作物を植付け、耕し、収穫して、ポンド当りあらかじめきめられた価格で会社に引き渡さねばならない。

グロワーは、その受取価格から収穫のために雇った労働者に賃金を支払う。それが問題なのだ。グロワーは農業労働者と同じように会社の捕われ者（captive）である。

我々は価格の決定をする人——それはグロワーではない——と話し合うのでなければ、働く者としてふさわしい報いを受けることはできない」^⑤。

オハイオ州上院の調査も、会社があまりにも力をもっているので、労働者の状態について、究極的には、会社に責任があるとの判断を示した^⑥。

こうして、1979年に FLOC は、健康と安全の条件ならびに賃金決定についての発言権を農業労働者に与える労働協定が署名されるまで、キャンベルスープ社の全製品のボイコットを継続するよう消費者に訴えた。

いわば直接の雇主を乗り越えて、「経済的権力の真の根源に影響を与える」^⑦道をとったのである。

もちろん、グロワーとキャンベルスープ社との間には対立があった。たとえば、会社側の一方的な引渡条件の決定や、グロワーの加工用トマト収

穫面積の将来にわたる一定水準の維持の保証などをめぐるものである。

しかし、契約に捕われているグロワーは動きようがなかった。

FLOC は、これらのグロワーの要求を至極当然のこととして支持を表明し「キャンベルと契約するグロワーのために将来にわたる契約面積の保証を導入した労働契約を交渉した」^⑨のである。

FLOC 副委員長（フェルナンド・クエバス）は「我々と一緒にやろう。我々は公正な報酬が得られるようグロワーを守る必要のあることを知っている」^⑩とグロワーに働きかけた。ヴェラスケスも「グロワーと移動労働者の運命は同じ経済的要因によって結びつけられている」^⑪とアグリビジネス企業に対する労農共闘の根拠を述べた。

ところが、グロワーの言い分は、彼等の圃場で働く労働者は請負給で働く個人請負人（independent contractor）であり、自営業者であるというものであった。

ミシガン州グランド・ラピッズ（Grand Rapids）における合衆国地方裁判所の1983年判決も、このようなグロワーの立場を支持した^⑫。

グロワーのこのような主張は、彼等の圃場で働く労働者について連邦最低賃金法や児童労働法の適用をのがれ、また、社会保障税の分担支払への義務をまぬがれることを狙ったものであった（これによって、グロワーはそのコストの約20%減が可能になっている、という）^⑬。

さらに、グロワーは彼等の圃場で働く労働者を雇用労働者として扱わないことによって、職業安全・衛生局（OSHA）が指示する圃場におけるトイレ、飲料水、手洗水などの設置基準を無視することができた^⑭。

他方、会社（キャンベルスープ）の言い分は「自分たちは雇用主ではない。雇用条件は圃場労働者とその直接の雇用主であるグロワーの関与する問題である。我々は、そのような自ら労働者を雇用する独立の農業経営者と取引をしているのだ。彼等は独立した契約者である」^⑮というものであった。

FLOC の運動は、グロワーの圃場で働く労働者を、言うまでもなくグロワーの雇用労働者として認めさせるとともに、一般の労働者と同様に社

会保障制度および労働法の適用を受ける権利を獲得することを目標にした。

そのうえで、アグリビジネス企業に対する FLOC の主張の基本線は「農業労働者は、実際には、グロワーに雇用されているとは言え、会社は団体交渉協定 (collective bargaining agreements) に参加しなければならない。

なぜならば、会社がグロワーの収入総額を規制しているからである」^⑧という点にあった。

FLOC は経済的権力の真の根源に目を向けた。

こうして、FLOC の本格的な対キャンベル闘争が1979年1月のキャンベルスープ全製品に対する消費者ボイコットの呼び掛けをもって始まった。

それ以後も様々な闘争の形態が積み重ねられていった。主なものをあげれば、キャンベル製品のラベルを教育設備と交換する、いわゆる「教育のためのラベル計画」反対運動 (1981)、全国教会会議のキャンベル製品ボイコット承認を勝ちとる運動 (1985)、キャンベルの主要債権者フィラデルフィア・ナショナル・バンクの預金口座撤収運動 (1986) 等々である。

こうしてボイコット運動開始の7年後の1986年2月に三者契約 (3-party contracts) が達成された。契約関係者は、キャンベルスープ社、キャンベルと生産契約のあるグロワー、それらのグロワーの農場で働く労働者を代表する FLOC である。

この契約によって、労働者には仕事の保証と賃金の引上げ、その他労働者の生活条件の改善への道が開かれ、グロワーには、労働力の安定確保、トマト収穫面積の維持と販売市場の安定の保証が得られ、さらに、アグリビジネス企業には加工原材料の大量一括納品が保証されることになる、とされた^⑨。

キャンベルとの契約達成以後、FLOC は同様の方式によって、ハインツ USA 社、グラシックフーズ社ともトマトおよびキュウリにかんする三者契約をつぎつぎ締結した。

1990年3月現在、このようなアグリビジネス企業を引き入れた三者契約

の下にある農業労働者数は約3,600となっている。

FLOC は引続き Aunt Jane's Food, Inc., Green Bay Pickles, Dean Foods などのアグリビジネス企業を次のもっとも近い目標に据えて運動を進めている^⑩。

以上の経過をふりかえってみるならば、FLOC が獲得したこのような三者契約協定という形態は中西部においては可能であったとしても、巨大アグリビジネス＝大規模グロワーの支配の堅固なカリフォルニアでは困難であるようにみられる。

FLOC は、すでに述べてきたように、農業労働者の労働・生活条件改善の道を開くためには、直接の雇主であるグロワーを乗り越えて、経済的権力の真の根源に影響を与えることが不可欠であるとみた。

そのためには、アグリビジネス企業の垂直的統合の外部にあって、声高にその支配に反対を唱えることよりも、自らその内部の一環に入り込むことによって、この体制に内部から影響を与えようとする道を選んだものとみることができよう。ヴェラスケス自身の次の主張からも、そのように言うことができるであろう。

「私（ヴェラスケス）は最底辺の労働者が意思決定過程，とりわけ，自らの生存を左右するような決定に参加できる状況をつくり出すことを主張する……我々は産業にかんするキャンベルの垂直的統合(vertical integration)を解体しようとしているのではない。我々は，その垂直的に統合された産業の意思決定に入り込みたいのである。我々がひとたび，そこにいるならば我々は農業が行なわれるやり方を変える力を持つことができる」^⑪

そして，第一の要求として，収穫における個人請負制の廃止と労働者としての権利の獲得，農業使用の安全性基準の実現，賃金引上げをあげたのである。

FLOC の道は，冒頭に紹介したワシントン・マンスリーの記事をはじめ大きな評価を得ている。しかし，言うまでもなく，この道は，公衆の圧力が失われるならば，アグリビジネスの統合の体制にとりこまれてゆく危

険をつねにはらむものと言わねばならない。

それはともかく、この三者契約協定は、キャンベルのようなアグリビジネス企業に対して、自ら直接に雇用しているわけではない労働者についての責任を認めさせることになった点は重要である。

1986年2月に調印されたトマトとキウリにかんする三者契約の条項には、賃金引上げ（1985年平均時給3.95ドルから4.50ドルへのup）、医療保険、1日有給休暇、二人の有給組合専従、組合費チェックオフの承認。さらに、農薬の使用計画、住宅改善、保育所計画、個人請負制に代るべき方式を論議するための研究委員会の設置が含まれている^⑨。

注

しかし、三者契約協定の生産現場への浸透には又、多くの障害が伴っている。FLOCのオルグが協定の条項の説明のため農場の労働者宿舎（キャンプ）を巡回するとき、ほとんどすべてのキャンプにおいて、オルグはグローワーとクルーリーダーのいやがらせ（harassment）に出会った。

グローワーはクルーリーダーに命じてFLOCのメンバーになりたいと思っている労働者をリストさせたり、FLOCのオルグと話しをしている労働者をキャンプから追い出すと恐迫している^⑩。

キャンベルは、これらの契約を締結するにあたり、グローワーに対して少しの追加支出もさせないこと、および、いままでと同じ水準のトマト収穫面積を維持することに同意した。

したがって、賃金の引上げ分については、グローワーが契約生産物をキャンベルに引き渡す際のグローワーの受取価格に含めて支払われ、この分が圃場労働者に渡ることになる。

1986年2月調印の契約は1989年6月に更新されたが、その際にもグローワーのトマト面積保証問題が大きな争点の一つであった。

新協定によれば、1991年には、FLOCメンバーに時給5ドルが実現される^⑪。

注

『農業労働者を組織してゆくうえで現在、もっとも大きな障害は何か?』とい

う筆者（喜多）の質問に対して、FLOC 幹部は『労務請負人（クルーリーダー）の恐怖、組合に対する不信、絶えず移動し事態を変えたがらない移動労働者の貧困』という回答をよせてきた（March 1, 1990）。

- ① Steven Waldman, "The Best and Worst of American Unions," *The Washington Monthly*, July–August 1987, pp. 28–29.
- ② *The Indianapolis Star*, Sat. July 4, 1987.
- ③ "A Milestone for Migrant Workers," *Business Week*, March 10, 1986, p. 33.
- ④ *The Washington Monthly*, *Ibid.*
- ⑤ "The Cry of the Harvesters, Interview with Baldemar Velasquez," *The Los Angeles Catholic Worker*, May 1984.
- ⑥ Dyson, L. K., *Farmers' Organization*. Greenwood Press, 1986, p. 91.
- ⑦ *Update*, FLOC, Sept. 1987.
- ⑧ *Dayton Daily News*, Aug. 22, 1987.
- ⑨ *ibid.*
- ⑩ *The New York Times: National News*, Aug. 7, 1987.
- ⑪ *Catholic Chronicle*, Aug. 24, 1984.
- ⑫ *The Detroit News*, July 24, 1989.
- ⑬ *Fact Sheet on Sharecropping*, FLOC, Handbook, June 22, 1989.
- ⑭ *The Blade*, Feb. 22, 1986.
- ⑮ *The Blade*, Feb. 21, 1986.
- ⑯ *The New York Times*, Feb. 24, 1986.
- ⑰ *St. Louis Review*, Dec. 15, 1989.
- ⑱ "The Cry of the Harvesters," *ibid.*
- ⑲ *Highlights of FLOC/Growers/Campbell Agreements*, FLOC, Feb. 21, 1986.
- ⑳ *Update*, FLOC, Sept. 1986.
- ㉑ *The Blade*, June 8, 1989.
- FLOC は *Update*（最新情報）と名づけた Newsletter を随時発行している。